



Title	フランス・ファシズムと火の十字架団 (2)
Author(s)	竹岡, 敬温
Citation	大阪大学経済学. 2009, 59(3), p. 320-345
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/26567
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス・ファシズムと火の十字架団（2）

竹 岡 敬 温[†]

3. 人民戦線政府の成立まで

1934年2月6日の極右諸同盟の下院襲撃事件以後、フランスの政治状況はいっそう不安定になった。まず社会党系の労働総同盟（CGT）が呼びかけ、共産党系の統一労働総同盟（CGTU）がこれに追随した2月12日のゼネストの成功のあと、全国および地方レベルで反ファシズム戦線組織の結成が続いた。1934年7月には、社会党と共産党とのあいだで統一行動協定が締結された。「人民戦線」への動きが加速する間、ドゥメルグ、フランダン、ついでラヴァルを首班とする歴代の「国民連合」内閣は恐慌対策に腐心したが、いずれも成功しなかった。一方、共和派連盟などの右翼諸政党は人民戦線に反対して厳しい姿勢をとり、また、2月6日のデモでは同質的な戦線を形成できず、この日の結果に満足感以上に挫折感を味わっていた極右諸同盟も、その勢力の再編成を試み、愛国青年同盟とフランス連帯団が、アクション・フランセーズの支持をえて、1934年5月、反議会主義の極右連合、「国民戦線」を結成した。そのすこしあとには、アクション・フランセーズの古参メンバーを中心に極右諸同盟のメンバーによって構成される革命行動秘密委員会、俗称「カゲール団」が結成された。火の十字架団もまた、この時期、フランスの政治的展開の中心部に置かれつづけた。

1934年初めまでは、ド・ラ・ロックにとってなによりも重要な目標は火の十字架団を国民的

再生をめざす活動の中心にすることであり、政治権力を獲得するよりも、火の十字架団の思想がフランス国民の心と精神を捉えるほうが肝要であるとかれは主張していた。ド・ラ・ロックは、このように、世論のなかに国民的統一の回復に賛同する風潮をつくりあげることが、かれの主要な仕事であると考えていたのはまちがいない。しかしながら、一方で、その後のかれの言説は、しばしば、火の十字架団による政権獲得の意志を示すようになった。さまざまな機会に、ド・ラ・ロックは、フランスの現行の制度は永続きしないので、火の十字架団自身が国の直面する諸問題の解決に当たらなければならぬであろうとはっきりと断言し、また、現体制は早晚、行き詰まって崩壊し、そのあとの空白をかれの支持者たちが占拠することになるなどと予言した。たとえば1935年6月のメッツの集会で、かれは現在の議会制の終わりは近いと告げ、政府が巨額の赤字予算案を国会に提出しなければならない10月か11月に議会制は崩壊するであろうとほのめかし、「火の十字架団の“決行の時”が到来し、われわれの思想が権力をえたならば、そのときこそ、わが団体は国をその必要に従って組織し直す行動をとるであろう¹⁰⁵⁾」と言明している。

2月6日事件のあと成立したドゥメルグ内閣のもとで顕在化した行政権強化を伴う憲法改正への動きに、火の十字架団は賛意を表明した¹⁰⁶⁾が、しかし、憲法改正案は、まもなく、それが

[†] 大阪大学名誉教授

¹⁰⁵⁾ Archives Nationales, F⁷ 13241, préfecture de la Moselle, 15 juin 1935; R. Soucy, *op. cit.*, p. 171, (traduction française) *op. cit.*, p. 250; 竹岡前掲書, p. 866.

独裁制につながると主張した共産党ならびに社会党議員、さらには多数の急進黨議員のあいだに不安を引き起し、ドゥメルグ内閣に6人の閣僚を入れることによって同内閣の多数与党を保証していた急進黨の離反によって、11月8日、同内閣は総辞職した。その3日後、火の十字架団は、ドゥメルグ支持をあきらかにするため、かれの住居に向かって行進をおこなった。この示威行動のまえに、ド・ラ・ロックはドゥメルグに、無能な閣僚の追放、浪費削減、公務員と教師のなかの要注意人物にたいする「精力的な制裁」の実施、フランス共産党の解散などによって、真の「国民的和解」が実現する雰囲気をつくりだすよう勧告し、このような行動がとられないかぎり、すべての改革は無に帰するであろうと主張していた。

こうして、ド・ラ・ロックが「壊疽にかかった足に貼られた膏薬」と呼んだ無力な政府と「反ファシズム」への結束の動きを加速させる人民戦線とのあいだで、あたらしく生まれたひとつの力が生育し、成長していった。火の十字架団である。

火の十字架団は国民的再生の指導的勢力になることをめざし、ド・ラ・ロックと幹部たちは国民的和解のメッセージを送りつづけた。また、愛国的感情を奮い起こし、力を誇示するために、火の十字架団は、この時期、しばしば準軍隊的性格の大衆動員をおこなった。2月6日事件直後に10万人を越えた団員数は、その後も急速な増加を続け、1936年春にはおよそ50万人になり、フランス最大の極右組織に成長した。

ドゥメルグ内閣倒壊後、後継内閣(1934年11月8日-1935年5月31日)の首班となった中道右派の民主同盟(民主共和派同盟あるいは民主共和党などと呼ばれた時期もあった)の委員長

ピエール・エティエンヌ・フランダン(Edouard Herriot)は、それまでは極右同盟にたいして多少の共感を示していた。しかし、組閣にあたって、ドゥメルグがとろうとしていた改憲の手続きを放棄すると明言することによって、下院急進黨グループから協力の同意をとりつけただけでなく、極右同盟の武装解除を急進黨議員に約束し¹⁰⁷⁾、首相就任後はしだいに極右同盟から距離を置き、それを公然と非難した。これにたいして、『ル・フランボー』紙は、フランダンが「破壊的煽動活動」を助長していると非難し、このような因襲的政治屋はフランスを救済する仕事には向いていないという、火の十字架団の見解をあらためて披瀝した¹⁰⁸⁾。

1935年5月に起こった金の大量流出の結果、財政金融政策の変更を余儀なくされ、そのため委任立法の権限を要求した政府にたいする急進黨議員の反乱によってフランダン内閣が倒壊し、6月1日に成立したフェルナン・ブイッソン内閣がデフレ政策を実行するための全権をえようとして失敗し、わずか4日間の超短命内閣に終わったあと、ピエール・ラヴァル内閣(第4次 1935年6月7日-1936年1月22日)が成立した。ラヴァル内閣は初めは、火の十字架団との協力の機会を探しているかのようにみえたが、しかし、その機会がおとずれることはなかった。ラヴァル政権時代初期には、ド・ラ・ロックは火の十字架団の準軍隊の動員の実施を減らし、政府を支持するために退役軍人年金のカットを受け入れさえした¹⁰⁹⁾。さらに、『ル・フランボー』紙はラヴァルの外交政策に概して好意的な態度をとり、ソ連との協力を制限しようとするラヴァルの決意を擁護し、また、ファ

¹⁰⁷⁾ Edouard Herriot, *Jadis*, II, Plon, Paris, 1952, pp. 479-480.

¹⁰⁸⁾ Donald Wileman, *L'Alliance Républicaine Démocratique. The Dead Centre of French Politics, 1901-1947*, PhD dissertation, York University, 1988, pp. 248, 260.

¹⁰⁹⁾ Alexander Werth, French Fascism, *Foreign Affairs*, 15, 1936, p. 146; R. Soucy, *op. cit.*, pp. 124, 126, (traduction française) *op. cit.*, pp. 190, 192.

¹⁰⁶⁾ François de La Rocque, Interview avec *l'Excelsior*, octobre 1934; *Le Flambeau*, novembre 1934; Nicholas Roussellier, André Tardieu et la crise du constitutionnalisme libéral, *Vingtième siècle*, 21, 1989, pp. 67-69.

シスト・イタリアのアビシニア（エチオピア）侵攻によって生じた国際危機を、イタリアへの譲歩によって解決しようとしたラヴァルの努力——それはラヴァル内閣の急進党閣僚を最終的に離反させ、同内閣の倒壊を引き起こすにいたる政策であった——を賞賛した¹¹⁰⁾。

しかしながら、ラヴァル内閣が、下院から譲渡された委任立法権にもとづいて、1935年7月16日に、国、地方公共団体、政府認可事業にかんして「すべての政府支出の10パーセントの一般的削減」措置を決めた政令を公布したのを手始めに、徹底したデフレ政策をとりはじめたとき、火の十字架団は政府の経済政策の批判者となった。ド・ラ・ロックは、これらの政令によって政府は短期的な財政的義務を処理することが可能になるであろうが、しかし、このような政策は——火の十字架団の支持者の最重要分子である——小資産所有者に苦痛をあたえるであろうと論評し、ラヴァルの政策はかれと「徒党を組んだやから」のために効果をあげられず、現在の共和制の制度機構が続くかぎりには、持続的な成果をあげることは期待できないであろうと結論した。そして、ラヴァル失墜後、ド・ラ・ロックは、ラヴァル内閣が「市民的秩序」の勝利を実現できるであろうとはおもえなかったと言明した¹¹¹⁾。

ラヴァル内閣の後を継ぎ、急進党を軸として、中道右派からはフランダン、左翼からはポール・ボンクール（無所属）、ネオ・ソシアリストのマルセル・デア（社会主義連合）が入閣して組閣されたアルベール・サロー内閣（1936年1月24日－6月4日）は、当時の新聞によって「左翼寄りの中道派連合内閣」と評されたが、最初から、火の十字架団の激しい批判の対象となった。このころまでには、すでに人民戦線（発

足時の正式名は「人民連合」）が結成され、急進党は社会党、共産党とともに人民戦線に加盟していたので、火の十字架団は急進党のリーダーたちがフランスを破滅に追いやろうとしていると非難した。1936年3月、ドイツがラインラントに軍事進駐したときには、ド・ラ・ロックは首相宛ての公開書簡を発表し、国際環境が断固とした政策をとることを命じていると強調し、残念ながら、それは「足並みの揃わぬ、凡庸な野心の持主たち」の寄せ集めであるサロー内閣にはとてもできそうにないことだと主張した¹¹²⁾。

このように2月6日事件以後成立した中道・右翼連合諸内閣のいずれもが、結局はフランスの威信回復という仕事にはふさわしくないと主張する一方で、ド・ラ・ロックは、伝統的右翼にたいしても火の十字架団の独立性のイメージを維持しようとし、アンリ・ド・ケリリスが設立した右翼諸政党共通の宣伝機関、全国共和派宣伝センターからの5万フランの提供の申し出を辞退し、これらの組織からなんの恩義も受けていないことを強調した。また、2月6日事件のあと、フィリップ・アンリオら議会最右翼の政党、共和派連盟の幹部議員たちが「国家に警告してその義務を気づかせた」極右諸同盟を賞賛し、火の十字架団、愛国青年同盟、その他の極右同盟が共和派連盟にとって有益な附属団体として役立つよう希望したのにたいして、火の十字架団の団員たちは、かれらが古ぼけ腐敗した政党の突撃隊の役をつとめるつもりはないと抗議した。たとえば、1935年には、火の十字架団ラ・ベルヌリー（ロワール・アンフェリウール県）支部の団員たちは、自分たちは右翼政党の選挙目的に利用されたくないと言明して、かれらの集会に出席した共和派連盟の地方議員を追い出し、これを知ったド・ラ・ロックは、団員たちを利用しようとした右翼政治家たちを嘲

¹¹⁰⁾ *Le Flambeau*, 30 novembre, 21 décembre 1935; Jean-Paul Cointet, *Pierre Laval*, Arthème Fayard, Paris, 1993, pp. 176-202.

¹¹¹⁾ *Le Flambeau*, 17 août, 28 décembre 1935, 1^{er} février 1936.

¹¹²⁾ *Archives de la préfecture de police de Paris*, B / a 1901, rapport, 12 mars 1936; *Le Flambeau*, 14 mars 1936.

笑した¹¹³⁾。のちの1936年4-5月の総選挙にさいして、火の十字架団と共和派連盟との利害関係が深まったときには、2つの組織のあいだで協力がみられたが、それまでは両者間では緊張が続いた。

火の十字架団は同類のライヴァルであるアクション・フランセーズ、愛国青年同盟、その他の極右同盟との関係においても自主性を失うまいとして、1934年には、フランス連帯団によって提案され、愛国青年同盟とアクション・フランセーズが加わった「国民戦線」への参加の誘いを拒否した。他の極右同盟はこれに憤激し、アクション・フランセーズのシュヴェレル大將は、ド・ラ・ロックが火の十字架団とアクション・フランセーズへの2重加入を許すのを拒否したことを攻撃し、「火の十字架団はもはやナショナルな組織ではなく、共和派の組織になり下った」と主張して軽蔑した¹¹⁴⁾。火の十字架団とアクション・フランセーズとのあいだの敵意はその後ながく続き、火の十字架団はいく度か王党派の潜入によって混乱させられた。

しかし、火の十字架団と他の極右同盟とのあいだの軋轢は、いつもそのように激しかったわけではなかった。リヨン、リール、アルジェなどでは、愛国青年同盟やフランス連帯団との協力の例があり、1935年3月のコンスタンティヌの火の十字架団の集会では、議長が、団員たちは他の組織の集会では火の十字架団の記事を着けなければならないと強調する一方で、火の十字架団の集会への他の「ナショナルな」グループの出席を歓迎するとのべた¹¹⁵⁾。

2月6日事件後、火の十字架団の活動家たちのなかには明確な綱領がないことに不満をいだくものがいたが、1934年12月、ド・ラ・ロックはかれの考えを詳細に説明した著書『公共の奉仕¹¹⁶⁾』を公刊した。この書物のなかでド・ラ・ロックは、火の十字架団による国民的和解と連帯の追求がすべての分野にわたることを強調し、フランス国民を分裂させているいっさいのもの——階級闘争、たんなる政党体制に墮落してしまった議会主義、利益誘導型の政治手法、公職の買収に帰着する職業政治等々——をはっきりと拒否している。そして、かれは、第3共和制の諸制度が硬直化し、左翼であれ右翼であれ、だれもそれに必要な変化を加えようとはしてこなかったと主張している¹¹⁷⁾。

それでは、フランスが遭遇している諸問題にたいして、ド・ラ・ロックの提出する解決策はどのようなものであり、かれが打ち立てようとしていたのは、どのような社会秩序であったのか。ド・ラ・ロックが望んでいた社会秩序の支壁となるのは「組織的職業 (profession organisée)」であり、それは「地方および地域レベルの同一生産部門を代表する、肉体労働者から経営者までの、さまざまな種類の労働者を結合したもの」と定義されている。その基礎には、政治的義務から解放され、したがって政治的ウイルスにおかされず、本来の職業上の目的にのみ立ち返った「組合」——労働組合と企業家組合——があり、これら「組合」間の協調的活動は、国家の諮問機関の役割をになう経済審議会を頂点として市、郡、地域など行政の各段階に設置された助言機関によって円滑化され、国家自体は、原理的な干渉主義におちいる

¹¹³⁾ William D. Irvine, *French Conservatism in Crisis. The Republican Federation of France in the 1930s*, Louisiana State University Press, Baton Rouge, 1979, pp.114-115, 117, 123-124; *Archives départementales de La Loire-Arannique*, 1M470, commissaire spécial (Saint-Nazaire), 21 août 1935.

¹¹⁴⁾ *Centre de l'Histoire de l'Europe au Vingtième Siècle, Archives d'histoire contemporaine*, Fonds De La Rocque, LR2, carton1, dossier2, Schwerer à De La Rocque, 17 mars 1934, secrétaire général (Croix de Feu) à Schwerer, 24 mars 1934; S. Kennedy, *op. cit.*, p. 57.

¹¹⁵⁾ *Archives de la préfecture de police de Paris*, B / a 1902, rapport, 16 juin 1936; *Centre des Archives d'Outre-Mer*, B3 323, sûreté départementale (Constantine), 11 mars 1935; S. Kennedy, *op. cit.*, p. 57.

¹¹⁶⁾ François de La Rocque, *Service public*, Grasset, Paris, 1934.

¹¹⁷⁾ F. de La Rocque, *ibid.*, pp. 22-23, 49.

ことなく、個人や集団のイニシャティヴを調整し、それらを共同体の必要に適合させるためにだけ、その権威を行使すべきであるとされた¹¹⁸⁾。

ド・ラ・ロックが「同業組合 (corporation)」や「労資協調団体主義 (corporatisme)」という語ではなく、「組織的職業 (profession organisée)」という語を使用するのを好んだのは、「同業組合」という語がイタリアのファシズムをおもわせるからであった。イタリアのファシスト政権は、「同業組合」を国家と一体化した単一政党に奉仕させたのであり、ファシズムのイタリアでは「同業組合」が国家統制の道具そのものであったのにたいして、ド・ラ・ロックの「組織的職業」は、このような国家統制には反対であった。のちに、1936年の総選挙で人民戦線非加盟の独立民主急進左派から立候補して、火の十字架団の支持を受けて当選し、火の十字架団の後継組織、フランス社会党 (PSF) に入党した下院議員ポール・クレセルの主張によれば、「組織的職業」は、「国家の絶対的圧政の下にではなく、経営者と労働者との協力の原則にしたがって機能するという理由で、イタリアのファシズムとは根本的に異なるものであった¹¹⁹⁾。

また、火の十字架団の指導的幹部のひとりシャルル・ヴァラン (後継組織、フランス社会党PSFの宣伝部長) は、「組織的職業」について「“組織的職業”は、これとはまったく違った着想の、イタリアあるいはドイツで適用され、通常“労資協調団体主義 (コーポラティズム)”と呼ばれている方式とは無縁である。イタリアあるいはドイツ流の“労資協調団体”は、国家(あるいは国家と一体化した政権政党)に経済活動への直接的で恒常的な干渉権をあたえる、全体

主義的な職業組織である。われわれのいう“組織的職業”は、このような国家の監督を拒否するものである¹²⁰⁾」と解説している。

外交問題にかんしては、ド・ラ・ロックはヨーロッパ諸国間の経済協力にたいする関心を表明しているが、しかし、国際連盟の組織が目下、大きな混乱のなかにある以上、それが実現するのは遠い将来のことであると付言している。このような混乱の責任は1919年の平和条約にあるとかれは主張し、ウッドロウ・ウィルソンが過度に複雑な制度をつくりあげ、戦勝国、とりわけフランスに「憲兵」の義務を負わせたことを非難している。そして、国際連盟は、ヨーロッパを悩ませているナショナリズムの激情と国際紛争を解決できず、急速に不毛化してしまっているの、このような状況下では、フランスの外交は「神聖なエゴイズム」に、ひたすら国益擁護の冷徹な姿勢に徹すべきである、とのべている¹²¹⁾。

このような条件のもとでは、フランスの同盟国は最大の注意をもって選ばなければならない、潜在的な脅威であるソヴィエト・ロシアとの交渉はとりわけ慎重におこなうべきであるという一方で、ド・ラ・ロックはムッソリーニとの協力に大きな可能性をみ、イタリアとフランスは補完的な利害関係にあり、文化的にも類似していると主張し、さらに、フランスは地中海だけでなく中・東欧における権益も積極的に守らなければならないとつけくわえている。ドイツにかんしては、ド・ラ・ロックは、先の大戦でドイツ兵たちがはたらいた甚大な破壊行為を忘れてはならないとしながらも、他方で、かれらの勇敢さを賞賛し、フランスはドイツ第3帝国との対話を始めるべきだと結論しているが、しかしながら、ドイツとの対話を始めるまえに、政府は「まず自国民をよくまとめ、革命的な企てをすべて終わらせ、堅固でよく統制のとれた陸

¹¹⁸⁾ F. de La Rocque, *ibid.*, pp. 144-145.

¹¹⁹⁾ Paul Cresset, *Le Parti Social Français devant les problèmes de l'heure: rapports présentés au congrès national du PSF*, Société d'éditions et d'abonnement, Paris, décembre 1936, p. 406; 竹岡前掲書, pp. 878-879.

¹²⁰⁾ *Le Petit Journal*, 21 janvier 1938, 竹岡上掲書, p. 898.

¹²¹⁾ F. de La Rocque, *op. cit.*, pp. 164-168.

海空軍をもつことによって」、国内での権威を立て直すべきであるとのべている¹²²⁾。

ド・ラ・ロックはフランスが抱えている困難の根元を国民の道徳的欠陥によって説明しようとしているが、その道徳的欠陥のうちとりわけ重大なのは、社会の階層制度が「市民的美德の不変的モデル」を提供すべき指導者たちを基礎としてのみ正当化されるということを忘れた、エリート集団の道徳的欠陥であると主張している¹²³⁾。そして、火の十字架団のメンバーは「このような市民的美德の伝道者」となるべきで、「政治屋ども」によって国民のあいだにつくりだされた分裂は人為的なものであることを人びとにあきらかにし、右翼の愛国心と左翼の社会意識を結合することによって、国民的和解を達成するべきであり、そのことが国民的再生の基礎を提供するであろうとし、「左翼の情熱的な力と右翼の生気を蘇らせる力とが、それぞれそのにせものの指導者を駆逐して、自然に結合することが国民的復活のしるしである」とのべている。さらに、このような過程を通してあらたに生まれ出てきた国は安定し、繁栄し、階級闘争は啓発されたエリートたちと富裕になった労働者たちとの協力に道を譲るであろうとし、政府が権威を立て直したときでも、「宗教的な」国家崇拝はなく、個人的自由は保護され、家族制度が社会の礎石として強化されようとのべている¹²⁴⁾。

ところで、『公共の奉仕』の背後にあるド・ラ・ロックのイデオロギーは、いかなるものであったろうか。ジャック・ノベクールによれば¹²⁵⁾、この書物は、ド・ラ・ロックが1848年の憲法から影響を受け、「友愛的扶助権に基礎を置いたキリスト教共和国」を打ち立てたいと望んでいたことを示しているという。1934年から『ル・

フランボー』紙の第1面の大見出しに掲げられはじめた「家族、労働、祖国」という火の十字架団のスローガンは、1848年11月4日に承認された憲法の前文に部分的にあらわれ、その憲法の哲学を解説したラマルティエヌの演説のなかでもとりあげられたものであった。すなわち、1848年の憲法の前文は「自由、平等、友愛をその原理とし」、「家族、労働、財産、公共の秩序を基礎とした」「唯一にして不可分の民主的共和国」の建設を宣言していたのである。また、1848年の第2共和制をつくりあげた革命家たちは、立法権と行政権とのバランスを確定しようとし、立法権を付与された議員の数を減らし、行政権は4年毎の男子普通選挙で選ばれる共和国大統領に帰属させたが、ド・ラ・ロックの主要な関心のひとつも、行政権にたいして立法権を抑制することにあった。女子選挙権については、「家族票」と連結させてであるが——したがって、女性がその夫の投票に追随することになるのか、投票を自身で管理できるのかは不明であるが——、その導入を切望する、とド・ラ・ロックはのべている¹²⁶⁾。

『公共の奉仕』は特別に宗教については語っていないが、しかし、カトリック教会の勧める調和した家父長的な社会秩序のヴィジョンが書物全体に行き渡っていて、そこには社会的カトリック教の影響を認めることができるようにおもわれる。火の十字架団がすべての人たちに門戸を開いていると強調することを目的にしたこの書物のなかで、ド・ラ・ロックは、信仰問題に深入りするのは適切ではないとおもったよ

¹²²⁾ F. de La Rocque, *ibid.*, p. 180.

¹²³⁾ F. de La Rocque, *ibid.*, pp. 123, 126, 137.

¹²⁴⁾ F. de La Rocque, *ibid.*, pp. 31-33, 78-80, 112, 216, 224-226.

¹²⁵⁾ J. Nobécourt, *op. cit.*, pp. 349-350.

¹²⁶⁾ F. de La Rocque, *op. cit.*, pp. 71, 196-216; Kevin Passmore, *The Croix de Feu. Bonapartism, National Populism or Fascism? French History*, 9, 1995, pp. 76-77. 「家族票」については、Paul Smith, *Feminism and Civil Rights in France, 1918-1945*, Oxford University Press, Oxford, 1996, pp. 90, 95-96. また、A. Kéchichian, *op. cit.*, pp. 7, 112-123 が、「家族、労働、祖国」というスローガンをド・ラ・ロックが採用するにいたった経緯と、アンシャン・レジーム末期にまでさかのぼるその思想的、歴史的背景について論じている。

うだが、しかし、かれの考え方を形成するうえでカトリック教が果たした大きな役割については、かれ自身が率直に語っている。1934年12月、ドミニコ会の週刊紙『セト』とのインタビューのなかで、ド・ラ・ロックは「わたしは、宗教的平面の外にあるわたしの公的な行動において、わたしの個人的な宗教の正統派的慣行に反したことはなにもしてこなかったことを知って、幸福におもっています」と語っている¹²⁷⁾。かれは、火の十字架団は政治的組織であるよりは「市民的」組織であると力説したが、そうすることによって、火の十字架団の行動を、政治そのものにかかわることを控えてきたカトリック教会の行動と調和させようとしたのではなかったろうか¹²⁸⁾。

しかしながら、同時に、ド・ラ・ロックは、火の十字架団をどの宗派にも属さない団体として組織しようとしたのであった。火の十字架団の各支部のメンバーはカトリック教だけでなくプロテスタントやユダヤ教の追悼会にも出席し、プロテスタントの牧師やユダヤ教徒も火の十字架団に入団していた。アルジェリアでは、火の十字架団はイスラム社会と近づきになろうとし、アルジェリア支部の団員のうち10パーセントをイスラム教徒が占めていた¹²⁹⁾。

しかし、火の十字架団のすべての支部がユダヤ人を歓迎したというわけではなかった。アルジェリア支部では、反ユダヤ主義が根強く続いていた。アルジェリアの右翼は長期にわたって露骨な反ユダヤ主義の発展を助長し、火の十字架団もその例外ではなかった。1935年までは、

火の十字架団の活動家たちはしばしばユダヤ人居住地域に侵入して、ファシスト風の敬礼をおこない、「ド・ラ・ロック万歳」と叫び、「ヒトラー万歳」と叫ぶものもあった。県当局も、火の十字架団の団員たちのいくにんかがイスラム教徒たちの反ユダヤ感情を助長しようとしていることに注目している。ド・ラ・ロックは反ユダヤ主義の表明を思いとどまらせようとしたと伝えられるが、しかし、それが効果をあげるほどつよくは説得しなかった。その結果、アルジェリアの状況にたいして左翼の「反ユダヤ主義と闘う国際同盟」の怒りが高まり、火の十字架団とフランスのユダヤ人社会との関係は悪化し、1936年6月、パリのユダヤ教会でおこなわれた追悼会のときには、火の十字架団の団員たちにたいして上記「国際同盟」がけしかけたとされる乱闘騒ぎがあったほど、事態は深刻化し、この結果、火の十字架団とユダヤ人社会との公的関係は絶たれるにいたった¹³⁰⁾。

ド・ラ・ロックの「穏健な」行動や「合法主義」に不満をいだく火の十字架団の団員たちのなかには、運動の拡大とともにしだいに頭角をあらわし、ナポレオンがその軍隊の指揮を任せた忠実な部下になぞらえて「将軍たち」と呼ばれるようになっていた国民義勇軍の若い幹部たち——ロベール・ルーストール、かつては急進党員であったクロード・ポプラン、当時、製鉄銀行の事務局長であったピエール・ピュシュール、ヴォルム銀行従業員のバルトラン・ド・モーデューイら——がいたが、『公共の奉仕』をめぐるなかれらとド・ラ・ロックとの対立があきらかとなった。『公共の奉仕』が書かれたのは、詳細な綱領の作成をせき立てていたかれらの要求に

¹²⁷⁾ Sept, 28 décembre 1934.

¹²⁸⁾ ローマ教皇ピウス11世自身が、カトリックの行動組織は本来、非政治的でなければならないと力説していた。Jean-Louis Clément, *L'Épiscopat, les démocrates-chrétiens et les Croix de Feu, 1930-1936*, *Revue historique*, 603, 1997, pp. 106-109.

¹²⁹⁾ *Centre des Archives d'Outre-Mer*, 1M26, sûreté départementale (Algiers), 11 janvier 1935, B3 707, préfet (Constantine), 9 août 1935; Jacques Cantier, *L'Algérie sous le régime de Vichy*, Odile Jacob, Paris, 2002, p. 230; S, Kennedy, *op. cit.*, p. 62.

¹³⁰⁾ *Archives Nationales*, 451AP 85, secrétaire (Philippeville) à La Rocque, 20 juin 1932; *Centre des Archives d'Outre-Mer*, B3 522, sûreté départementale (Constantine), 5 juillet 1934, Oran 466, sûreté départementale (Oran), 14 novembre 1935, Oran 2413, commissaire central (Tlemcen), 29 octobre 1935, Richard Millman, *Les Croix de Feu et antisémitisme, Vingtième siècle*, 38, 1993, pp. 47-61.

答えるものでもあったが、かれらはその内容に不満をもち、それに代わる文書を書きあげ、1935年夏に、それをド・ラ・ロックに提出した。それはテクノクラシーと労使協調団体主義（コーポラティズム）に立脚していたが、いっそうの重化学工業化の必要を示唆し、生産性を確実に上昇させるために広範な国家管理を要求し、強力な政治体制の確立をめざしたプランの草稿であった¹³¹⁾。ド・ラ・ロックは、そのプランが過度に技術主義的であり、精神的価値の危機にたいする配慮が不十分であると答えた。かれの「組織的職業」の概念は、経済活動の国家統制には反対であり、アメリカ流の経済成長を促進するよりも、第一に、階級闘争の緊張を和らげる手段として構想されたものであった¹³²⁾。ド・ラ・ロックは「将軍たち」の提案を拒否し、かれらは火の十字架団を去った。離反者たちの多くは、のちに、ジャック・ドリオによって結成されるフランス人民党やその他のファシヨ的組織に合流することになる。

1934年から1935年にかけては、敵対勢力を威嚇し、みずからの力を誇示し、政治家たちにすこしでも影響をあたえようとしていた火の十字架団にとっては、統制のとれた大衆動員をおこなうことがもっとも重要であった。ルネ・レモンやジャック・ノベクールによれば、火の十字架団の示威行動は軍隊式の直接行動から過激主義を取り除こうとした防御的なものであったというが、しかし、支持者を前にしたド・ラ・ロックのスピーチはしばしばクーデタの実行をほめかし——あとからふり返れば、その脅しは政治的誇張法以外のなにものでもなかったといえるのだが——、示威行動はときには暴力を伴

い、警察は、火の十字架団の活動家たちが言葉の厳密な意味で「攻撃的」とはいえないときでも、かれらの行動は意図的で挑発的で、しばしば衝突を引き起こした、と報告している¹³³⁾。

ド・ラ・ロックとかれの信奉者たちの意図と行動にたいする不安は、とりわけ人民戦線の支持者たちのあいだで強くなり、やがて他の社会にも広がった。1934年春以来、まもなく人民連合を形成することになる諸党の主要な要求のひとつが極右同盟の解散であり、政府内でも、フランダン内閣の左派を占めた急進党閣僚は、極右同盟解散の法案を可決させるよう首相に要求した。フランダンが法律によって公道でのデモと武器の携帯を規制するという思惑を公にしたとき、ド・ラ・ロックは火の十字架団が解散させられる可能性があるのではないかと考え、1935年1月には、「もし政府がわれわれを解散させるといような愚行をおかしても、われわれの同志は冷静でいるべきである。なにものもわれわれの運動を食い止めることができないよう、すでにあらゆる予防措置がとられている」と通告した内部通達を配布した。ド・ラ・ロックは左翼勢力や警官との衝突を最小にするよう強調し、1934-1935年の冬のあいだ、火の十字架団はそれまでの数か月間ほどには激しいデモをおこなわなかった¹³⁴⁾。しかし、フランダン内閣のときには、結局、極右同盟の解散措置はお蔵入りになった。ラヴァル内閣になって、同内閣に国務相兼副首相として入閣した急進党委員長エドゥアール・エリオが、「極右グループの連合の進展とド・ラ・ロック中佐のみごととな

¹³³⁾ Archives de la préfecture de police de Paris, ligues / Croix de Feu, au sujet de l'activité Croix de Feu, octobre 1935, pp. 18-19, S. Kennedy, *op. cit.*, p. 68.

¹³⁴⁾ G. Howlett, *op. cit.*, pp. 156-157; Edith de La Rocque et Gille de La Rocque, *La Rocque tel qu'il était*, Arthème Fayard, Paris, 1962, p. 294; Archives départementales du Gard, 1M715, commissaire spécial (Nîmes), 3 décembre 1934; Archives Nationales, 451AP 81, circulaire urgent, 11 janvier 1935; Archives de Paris, 212 / 69 / 1, article 155, pièces déposées à l'appui de l'interrogatoire de La Rocque, circulaire, 14 novembre 1934.

¹³¹⁾ J. Nobécourt *op. cit.*, pp. 352-353; Philippe Machefer, *Ligues et fascismes en France, 1919-1939*, Dossiers Clio, PUF, Paris, 1974, p. 23.

¹³²⁾ Samuel Kalman, Vers un ordre économique nouveau. Conflict between the Traditional and the Modern in the Croix de Feu / Parti Social Français Economic Vision, *Proceedings of the Western Society for French History*, 27, 2001, pp. 263-266.

かりに成功を取めた動員訓練をつよく危惧し、極右同盟を解散させられないならば、内閣を去るとおどし、政府に行動を起こすよう厳しく催促した¹³⁵⁾。

ド・ラ・ロックは、もっと闘争的な姿勢を維持するよう組織内から相当な圧力を受けていたけれども、かれが誇りにしていた火の十字架団の規律をけって乱すまいとした。1935年末には、火の十字架団は、国民的融和のために率先して武器の廃棄を申し出ることにし、同時に、人民戦線こそ政治的不安の原因であると主張した。

しかし、1934年2月6日事件以後、左右の対立は激化し、既述のように、社会党系の労働総同盟（CGT）と共産党系の統一労働総同盟（CGTU）とが競って発した指令にもとづいて同年2月12日におこなわれた全国的なゼネストとデモの成功を手始めとして、左翼は街頭デモにおけるイニシャティヴを取り戻そうとした。火の十字架団も、これに依えて、5月のジャンヌ・ダルク記念祭や8月のリヨテ将軍の葬儀の機会をとらえて示威行動に勢みをつけようとしたが、小さな成果しかえられず、失望感は大きく、そのため暴力への潜在的指向が増大し、1935年には、火の十字架団と共産党や人民戦線活動家たちとの衝突が全国各地で増加して、両者の対決はしばしば深刻な乱闘に変わった¹³⁶⁾。

なかでも重大であったのは、1935年11月16日、リモージュで起こった衝突事件であった。この日、火の十字架団オート・ヴィエンヌ県支部はリモージュで集会をおこなったが、同市に派遣された人民戦線の地方活動家たちは、火の十字架団の団員たちを外部から侵入してきたアウトサイダーとみなして、社会党の市長に率いられ

る抗議デモを組織した。夜の暗闇のなかで、デモの群衆は警察の非常線を突破し、火の十字架団の警備員と対峙した。一斉に発砲が起こった。死者は出なかったが、しかし、火の十字架団側では14人が負傷し、うち2人の傷は銃弾によるものであり、デモ隊側にも同様な負傷者が出た。のちに、ド・ラ・ロックは始めに発砲したのはデモ隊であり、かれの部下たちは自衛の行動をとっただけだと主張したが、火の十字架団の団員も火器を使用したようであった。リモージュ事件を左翼は「火の十字架団の襲撃」と呼び、この事件は、その後長く、左翼の人間たちの記憶に残った¹³⁷⁾。

そのころまでには、共産党や社会党だけでなく、フランスの世論の大半が極右同盟を公共の秩序にたいする脅威とみるようになっていた。急進党の議員で第1次グラディエ内閣以来空相のポストを占めつづけたピエール・コットが、アクション・フランセーズのメンバーに顔面を殴打されて負傷するという事件が起こった。この事件に憤慨した急進党は、首相ラヴァルに極右同盟を解散させるようせきたてた¹³⁸⁾。リモージュ事件後、ラヴァルはいっそう圧力を受けるようになり、極右同盟と結託しているのではないかと非難された。ラヴァルは、在仏アメリカ大使の証言によれば、極右同盟の暴力に対処するために、多数の機動憲兵隊員だけでなく軍隊——その多くは北アフリカ人からなる軍隊である。というのは、本国の軍隊には極右同盟に共

¹³⁵⁾ *Archives Nationales*, F⁷ 12959, note Jean, liasse 795, 22 juin 1935; William Irvine, *Fascism in France and the Strange Case of the Croix de Feu*, *Journal of Modern History*, 63, 1951, p. 275; J. Nobécourt, *op. cit.*, pp. 336, 1025; 竹岡前掲書, pp. 817, 819.

¹³⁶⁾ J. Nobécourt, *ibid.*, pp. 325-330.

¹³⁷⁾ *Fondation Nationale des Sciences Politiques, Archives De La Rocque*, IV, A, aggressions, 7-Limoges; *Archives Nationales*, BB¹⁸ 2959 (A 35 / 16), bagarre à Limoges le 16 novembre 1935 entre Croix de feu et Front populaire; Kevin Passmore, *Boy Scouting for Grown-Ups? Paramilitarism in the Croix de Feu and Parti Social Français*, *French Historical Studies*, 19, 1995, pp. 548-550; J. Rymell, *op. cit.*, pp. 198-199; J. Nobécourt, *op. cit.*, pp. 327-328, 1023; 竹岡前掲書, pp. 815-816.

¹³⁸⁾ Serge Bernstein, *Histoire du Parti Radical*, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, Paris 1980-1981, 2vols., II *Crise du radicalisme, 1926-1939*, pp. 392-396; Peter Larmour, *The French Radical Party in the 1930s*, Stanford University Press, 1964, pp. 174-175.

感を示すものが多いと懸念されたのにたいして、北アフリカ人の軍隊は政府に従順だと信じられていたからである——をパリに集結させるつもりだと答えたという¹³⁹⁾。

1935年秋、ラヴァルは、かれの経済政策と外交政策に反対する急進党多数派の倒閣計画を知ったとき、議会与党を固めるために、行動を決意した。かれは、「破壊分子」にたいする共和制擁護と極右同盟の活動の鎮圧を約束して、信任問題を乗り越えようとした。10月22日、ド・ラ・ロックは首相宛ての公開書簡のなかで、国中で大勢の人びとから強い支持を受けている火の十字架団を解散させるような措置は「道義的に不可能」であるとのべ¹⁴⁰⁾、ラヴァルが火の十字架団の解散をほのめかしたときには、公には激しい怒りをあらわしたが、しかし、アメリカ大使館への1情報提供者によれば、ド・ラ・ロックは、すでに火の十字架団の生き残りを図る措置をとっていたという¹⁴¹⁾。同時に、火の十字架団は、暴力の責任を左翼に転嫁することによって、国民的融和の促進者としてのみずからのイメージを強めようとし、『ル・フランボー』紙は、いかに火の十字架団と国民義勇軍の団員たちが人民戦線の活動家たちの襲撃によって被害を受けているかを力説した。1935年12月には、火の十字架団は「火の十字架団の解散？」と題した雑誌を特集したが、同誌は暴力的な敵対者と火の十字架団の団員たちの「規律正しさ」とを対比させ、また、社会事業における火の十字架団の率先的活動を強調した。このように社会活動を強調することによって、ド・ラ・ロックは政府側からの好意を引き出すことを期待したのであろう¹⁴²⁾。

1935年12月6日午前の下院で、あっと驚く出来事が起こった。極右議員で議会での火の十字

架団の代弁者ジャン・イバルネギャレーが、ド・ラ・ロックの承認をえたうえで、ナショナリストの代表として、左翼にたいして相互的武装解除の協定を提案したのである。ただし、かれは極右同盟のメンバーが実際に武器を携帯していると認めたわけではなかった。人民戦線派の諸政党は、この提案を受け入れた。下院はどよめき、これで衝突が避けられるのではないかと拍手喝采した¹⁴³⁾。しかしながら、この同意の結果、議会を通過し、1936年1月10日に公布された法律は、公共の秩序にたいする脅威になるとみなされた組織を禁止する権限を政府にあたえるもので、イバルネギャレーの意図を超えたものであった。すぐに極右同盟の解散が実行されたわけではなかったが、法的な枠組みはととのった。1936年6月、人民戦線内閣が適用したのは、この法律であった¹⁴⁴⁾。

極右同盟解散の権限を政府にあたえた法案の可決は、極右ナショナリストたちのあいだに激しい怒りを引き起こした。フランス連帯団とアクション・フランセーズは、かれらになんの相談もなく、イバルネギャレーとド・ラ・ロックがすべてのナショナリストの代表であるかのように装って、「全体的和解」のために武装解除を提案し、仲間を裏切ったと非難した。愛国青年同盟の指導者ピエール・テタンジェは、「火の十字架団という結構な団体は、戦いのさなかに逃げ出し、その旗をたたみ、共産党と社会党をなだめるために、かれらに無条件降伏し…他のナショナリストの同盟すべてを無防備状態にした…実に馬鹿げたことをしたものだ」と主張したポスターをパリの街角に貼り出させた¹⁴⁵⁾。

¹⁴²⁾ *Le Flambeau*, 12 et 19 octobre, 23 et 30 novembre 1935; *Centre de l'Histoire de l'Europe au Vingtème Siècle, Archives d'histoire contemporaine, Fonds De La Roque*, LR2, carton 4, A, La dissolution des Croix de Feu?; S. Kennedy, *op. cit.*, p. 72.

¹⁴³⁾ *Journal officiel*, 1ème séance du 6 décembre 1935, pp. 2391-2392.

¹⁴⁴⁾ J. Nobécourt, *op. cit.*, pp. 363-365; S. Kennedy, *op. cit.*, p. 72; 竹岡前掲書, pp. 821-822.

¹³⁹⁾ *United States National Archives*, RG 59 851, oo / 1462, Dawson, 3 December 1935; S. Kennedy, *op. cit.*, p. 71.

¹⁴⁰⁾ *Le Flambeau*, 22 octobre, 23 et 30 novembre 1935.

¹⁴¹⁾ *United States National Archives*, RG59 851, oo /1462, Dawson, 3 December 1935; S. Kennedy, *op. cit.*, p. 71.

火の十字架団の一部の団員たちのあいだでも不穏な空気が生まれ、イバルネギャレーの提案を太っ腹な行為と考えるものもあったが、反対に、「人民戦線からフランスを護る唯一の組織をぶちこわした」火の十字架団とド・ラ・ロックの「くだらない」策略を非難する、アクション・フランセーズの激しい攻撃に不安を感じるものもあった。これにたいして、『ル・タン』紙などの保守系新聞は、勇気をもって深刻な問題にたいする解決策を提案したとして、イバルネギャレーを賞賛した¹⁴⁶⁾。

1935年秋には、ド・ラ・ロックと火の十字架団の幹部たちは、新しい支持者を獲得するとともに、準軍隊的戦術にたいする批判をそらせ、ありうるかもしれない弾圧を避けるために、市民社会における火の十字架団の存在を主張するあらたな方法を考えた。こうして、同年11月には、「フランス社会運動」という組織が創立された。1933年に設立されたルグループマン・ナシヨナルと同じく、この組織は復員軍人ではない一般の男性、女性にも門戸を開いたが、ルグループマン・ナシヨナルとはちがって、さまざまな火の十字架団の組織の「上空掩護部隊」として行動するものであり、その名称が示唆するように、火の十字架団の「社会活動」への指向を証明するためにつくられたものであった。社会活動を指向する運動を不法とするのは、アクション・フランセーズのような共和制の公然たる敵を禁止するよりは異論が多かりうし、おそらく、ド・ラ・ロックは「フランス社会運動」の創立が政府に火の十字架団の解散を思いとどまらせるかもしれないと期待したのであったろう¹⁴⁷⁾。

同時に、ド・ラ・ロックは、火の十字架団の意図するところがけっして危険なものではないと一般の人びとを安心させようとした。1935年11月末に『ル・ジュルナル』紙上に公表されたインタビューで、かれは、火の十字架団は「現在のような議会主義の墮落」を拒否するが、しかし、議会主義を終わらせようと願ってはいないことを強調し、「必要なのは、わたしたちの国を急進的に変えようと望むことなく、わたしたちの国を和解させ、その枠組みを建て直すことであって、絶対に革命——たとえ、それが体裁だけのものであったとしても——を導入することから始めるべきではありません」とつけくわえている。また、別に発行された宣伝用パンフレットは、火の十字架団は断じてファシスト的な目的をもたず、「自由はきわめて貴重なものであり（この部分、原文は大文字）、われわれは全力でそれを守らなければならない」と主張している¹⁴⁸⁾。火の十字架団の公の集会はそれまでより柔軟な家族的イメージを打ち出し、1936年のジャンヌ・ダルク記念祭には、団員はかれらの子供を連れて参加するよう要請された¹⁴⁹⁾。

「フランス社会運動」は、その支持を広げるために急速に動いた。団員募集のちらしとポスターは、火の十字架団の後見のもとで国を愛する人びとの安全な未来を約束し、人民戦線と現行の政治体制にたいする激しい敵意をあきらかにしていた¹⁵⁰⁾。

「フランス社会運動」の名のもとでは、とくに貧困者や失業者のための社会事業に力が入れられた。ダンス・パーティや慈善バザーが開催されて資金が集められ、貧窮者に無料で衣類や

¹⁴⁵⁾ J. Nobécourt, *ibid.*, p. 365 ; 竹岡上掲書, pp. 822-823.

¹⁴⁶⁾ *Archives départementales de la Moselle*, BH 5220, brochure écrite par Abbé Ritz, réflexions d'un Lorrain sur le Mouvement Social Français des Croix de Feu; *Archives départementales de l'Aisne*, 1M20, préfet, 4 février 1936; *Le Temps*, 8 et 9 décembre 1935; S. Kennedy, *op. cit.*, p.73.

¹⁴⁷⁾ *Archives de la préfecture de police de Paris*, ligues / Croix de Feu, dossier sur Croix de Feu, avril 1936.

¹⁴⁸⁾ *Bibliothèque Nationale*, Croix de Feu, Parti Social Français. Tracts politiques, document nos. 9 et 16.

¹⁴⁹⁾ *Archives Nationales*, F⁷ 13983, rapport, 7 mai 1936.

¹⁵⁰⁾ *Archives Nationales*, 451AP 82, affiche non datée; *Bibliothèque Nationale*, Croix de Feu, Parti Social Français. Tracts politiques, document no. 5.

食事が配られ、児童養護施設のほか、医療センター、社会福祉施設などが設立された。これらの社会事業は、たんにキリスト教的慈善の表現ではなかった。そこには、女性メンバーの慈善活動を通して、火の十字架団の政治的意図——共産党に奪われた、あるいはまだ奪われてはいない周辺のプロレタリアートをすこしづつ味方につけていくという希望——のはっきりした自覚の表明があった。フランスの女性たちの多くは戦争によって母性の務めの機会を奪われていたのであり、「フランス社会運動」は女性たちにその家族と家庭の保護を約束し、社会奉仕をつうじて国の再生に貢献するチャンスを提供したのであった。

1935年末から1936年春にかけて、ド・ラ・ロックには政治の世界への合法的介入というひとつの選択肢しか残されてはいなかった。それは、政党や政治家たちの世界に反発し、それを否認して結成された火の十字架団の当初の信念を捨てなければならぬことであった。しかし、若干の団員たちの反対にもかかわらず、ド・ラ・ロックはしだいに選挙に大きな関心を寄せるようになった。前回の1932年の総選挙では、火の十字架団はその方針に賛同する候補者たちを選び、かれらを支持するために団員を動員した。1935年末と1936年初めの『ル・フランボー』紙上で、ド・ラ・ロックは1936年の総選挙では候補者を立てることも考えられないわけではないと書き、このような方針の変化は、火の十字架団の団結を失わせるものではないと強調した¹⁵¹⁾。

ド・ラ・ロックは、また、日付はないが、おそらく同じころ、1935年末から1936年初めごろにかれが書いたとおもわれる秘密の内部通達文書¹⁵²⁾のなかで、選挙への参加の長所と短所を

比較考量している。そのなかで、ド・ラ・ロックは、ムッソリーニやヒトラーでさえも、暴力だけでは政権を奪取できず、選挙への参加が必要なことを早くから理解していたのであり、「ヒトラー主義は、1929年に〔ママ〕、ドイツ帝国議会にそのメンバーである107人の議員をもつにいたったとき、はじめて優勢な政治勢力となったのである」と書いている。選挙をたたかうことによって火の十字架団はその宣伝活動の及ぶ範囲を広げることができ、また、政争に介入して、もっと直接的に政治の進路の決定に影響をあたえることができようし、さらに、選挙への参加と下院における火の十字架団議員グループの存在は、火の十字架団を「煽動的で暴力的」とみなしている、フランス国民のかんりの部分を占める人びとの気持ちを和らげ、フランス政界にその存在を常態化することによって、新しいメンバーを引きつけることができよう、と主張している。

このように、選挙をたたかうという戦術を検討しながらも、結局、最後にはド・ラ・ロックはそうしないことを決意している。その理由は、選挙で他の政党と争ったならば、議会制の枠にしばられず、狭隘で派閥的な関心を超える存在であろうとしてきた、火の十字架団の精神を傷つけるのではないかと心配されたからであった。さらにまた、「火の十字架団が議会で独自の立場をみいだすことはむずかしく、古い右翼の政党と同列に分類されてはならず、ひたすらに保守的な態度も故意の反対も避けなければならない、そして、他の諸政党の教義といつ比較されてもよいように、人の胸につよく訴えることのできる教義をつくり出さなければならない」からであった。それに、短期的な問題として、多数の有能な候補者をみつけるには十分な時間がなく、他党との提携を必要とする2回投票制や郡単位の投票を原則としているフランスの選挙制度のもとでは、いっそう候補者の確保はむずかしく、たとえ1936年の選挙に少数の候補者

¹⁵¹⁾ *Le Flambeau*, 21 décembre 1935, 11 janvier 1936.

¹⁵²⁾ *Archives Nationales*, 451AP 91, no. 162, *Les Croix de Feu* devant le problème des élections; G. A. Howlett, *op. cit.*, p. 171; J. Nobécourt, *op. cit.*, pp. 376-377; S. Kennedy, *op. cit.*, p. 75; 竹岡前掲書, pp. 824-825.

を立てることが可能であるとしても、このような方法は国民的和解という信念の具体化を主張してきた大衆運動にはふさわしくなく、「火の十字架団は、すくなくとも80人から100人の仲間の当選がほとんど確実になったときにのみ、選挙戦のチェス盤全体のうえでそのチャンスを試すべきである」とド・ラ・ロックはのべている。

こうして、ド・ラ・ロックは、選挙に独自の候補者を立てないで、「メンバーであろうとなかろうと、火の十字架団精神の染み込んだ」候補者を支持することに決め、これらの人物が、伝統的な政党の名で立候補するとしても、当選後は、下院で火の十字架団を支持する院内グループをつくってくれるであろうことを期待したのであった。さらに、ド・ラ・ロックは、火の十字架団が、選挙戦中「できるだけ広範囲に配布され、」普通選挙から「その品位を落とすような徒党連合やあさましい争い」を除こうという願望を明記したマニフェストを起草すべきであると主張し、選挙戦のあいだ、団員は火の十字架団の宣伝活動を強化し、その教義の社会的性格と強大な経済的、金融的封建制度にたいする敵意を強調することによって、労働者階級の社会にまで手を伸ばさなければならない、と締めくくっている。

もしこの文書の存在が当時知られていたならば、ヒトラーやムッソリーニへの言及は左翼を怒らせ、「左翼だけでなく、その他の政治勢力にも、ド・ラ・ロックはやはり危険であると信じ込ませた¹⁵³⁾」ことであろう。事実、イギリスの歴史家ケヴィン・パスモアも、ド・ラ・ロックのヒトラーやムッソリーニへの言及は、選挙運動にたいするかれの態度がけっして是認できるものではなかったことを示唆するものであると指摘している¹⁵⁴⁾。しかしながら、この文書を

注意深く読めば、それは、ド・ラ・ロックが1935年の秋以来準備してきた根本的な方向転換を追認しようとするものであり、火の十字架団がかなり多数の議員グループを当選させることができるという、そのころはまだ満たされえなかったひとつの条件が満たされさえすれば、政治参加という原則が、ド・ラ・ロックの目には、支障よりも利点が多いと映ったことを示すものであったことがわかつく¹⁵⁵⁾。1936年4-5月の総選挙の期間に火の十字架団がとった行動は、実質的に、この内部通達に書かれたシナリオと一致していた。選挙では、火の十字架団は、広範な宣伝活動を展開し、政界における明確な地位を賭けてたたかったのである。

1936年4月11日、火の十字架団は、『ル・フランボー』紙の付録として「人民のため、人民によって」と題したマニフェストを発表し、最終的には300万部を配布した。マニフェストは、火の十字架団がすべての愛国者を受け入れることを力を込めて主張し、「火の十字架団は、あらゆる傾向、あらゆる生まれの人びとを結びつける一般の利益にのみ一身を捧げ、みずからを真の案内者、仲裁者として任じ」、変化を恐れる右翼とも、ソ連とともに陰謀を企んでいる左翼ともちがひ、熱烈なナショナリズムと社会改革への正真正銘の願望とを結合し、すべての善良な市民を和解させ、「組織的職業」、家族の保護、精神的諸価値を重視する「新しい秩序」をつくりあげようと努力する、とのべていた¹⁵⁶⁾。

マニフェストは、伝統的保守派を厳しく批判し、とりわけ労働者の権利要求を掲げることによって、火の十字架団を因襲的右翼政党から区別していた。労働者の権利要求にかんして、マニフェストは最低賃金制、労働時間の短縮、有給休暇、就職指導の強化、若年労働者の失業を減少させるための退職準備金の活用、共済組合

¹⁵³⁾ G. Howlett, *op. cit.*, p. 171.

¹⁵⁴⁾ Kevin Passmore, *Croix de Feu and Fascism*, in Edward Arnold ed., *The Development of the Radical Right in France. From Boulanger to Le Pen*, St. Martin's Press, New York, 2000, pp. 103-107.

¹⁵⁵⁾ J. Nobécourt, *op. cit.*, p. 377.

¹⁵⁶⁾ *Manifeste Croix de Feu*, pp. 6-7 ; 竹岡前掲書, pp. 825-827.

を基礎にした社会保障制度の確立、年金の引上げなどの諸改革を提案していた。

この火の十字架団のマニフェストは、1936年1月に公表された人民連合の共同綱領とはまったく違った哲学で作成されたものであったが、労働者の当面の権利要求のいくつかの項目では、人民連合の綱領の先を行っていた。それらは、まさしく、全国に激しい勢いで広がった坐り込みストライキの圧力下で結ばれた1936年6月のマティニョン協定によってはじめて承認されるものであり、いたずら好きの風刺的な記事で有名な『鎖につながれたあひる』紙は、ド・ラ・ロックがかれの思想をその論理的帰結にまで追求していくならば、火の十字架団を人民戦線に加盟させることになるであろうと皮肉っている¹⁵⁷⁾。政治的な問題でも、たとえば、火の十字架団と議会最右翼の共和派連盟はともに左翼に反対していたが、後者が「執念深く対立した」2つの党派へのフランスの分裂を強調したのとはちがって、火の十字架団は、このような対立による争いを乗り越えようと主張したのであった。

長年続いているフランス社会の分裂を超越しなければならないとの主張にもかかわらず、マニフェストは、火の十字架団のもっとも強い敵意が左翼に向けられていることをあきらかにしていた。そして、人民戦線、マルクス主義者、ボルシェヴィズムを攻撃し、マルクス主義のリーダーたちのうち、社会党はその偽善を代表し、共産党はその臆面のない態度を代表しているが、ソ連のかれの主人たちは宗教を冒瀆し、墮胎を公認し、父性ならびに母性の権威を破壊し、100万人の農民を死にいたらしめている、とのべている。また、第3共和制は時代遅れの保守主義者と急進党との実りのない妥協に基礎を置いているといい、第3共和制を批判する一方で、ナチスのドイツとファシストのイタ

リアとは対照的に、フランスにはドイツやイタリアの習慣の盲目的な模倣を排除する「個人主義的」伝統が存在し、この両国におけるように、すべての人びとに「党派的」利害への服従を要求するのは市民的権利の侵害である、とはっきりとのべている¹⁵⁸⁾。

マニフェストにくわえて、ド・ラ・ロックは、『ル・フランボー』紙に執筆した一連の論説のなかで、ボルジェヴィズとのたたかいに結集するよう有権者に呼びかけ、立候補者については、その多くを——右翼の立候補者にくらべて極左の若い立候補者の行動力がいやに目立つので——もっと若い人物にすべきだと主張し、団員たちには「時代遅れの古顔の連中をブルボン宮の門から断固として排除する」よう勧告している。かれはまた、選挙で不正な腐敗を招く——とりわけ外国起源の——金の使用を嘆き、それを解決する唯一の道は「強い浄化の風」でしかないであろうとのべ、「選挙戦への火の十字架団の介入がわずかばかりの誠実と秩序と自覚をそれにあたえるにとどまるとしても、それだけでも、わが国の社会に大きな変化をもたらすことになる」と締めくくっている¹⁵⁹⁾。

1936年4-5月の総選挙の結果は、全体的な投票分布における左翼の得票数が4年前の総選挙のときのそれをわずかに上回っただけであったが、小選挙区制が投票分布に起こった小幅な変動を拡大し、人民戦線派の多くの議員が選挙協定にもとづく第2回投票での左翼票の集中のおかげで当選し、人民戦線のあきらかな勝利に終わった。人民戦線の勝利はあきらかであったが、その勝利は、主として、急進党の議席数喪失を大きく上回った共産党の議席数増加によってえられたものであり、共産党ほどではなかったが社会党の議席数の増加も顕著であった。人

¹⁵⁸⁾ *Manifeste Croix de Feu*, pp. 14-15.

¹⁵⁹⁾ *Le Flambeau*, 22, 29 février, 7, 14, 21 mars 1936; *Archives Nationales*, 451AP 81, brochure intitulée *Autour des élections*.

¹⁵⁷⁾ *Le Canard enchaîné*, 8 avril 1936.

民戦線のなかで、このように穏健派が大きく議席数を減らしたのにたいして、右翼の側では、その戦闘的グループと目される共和派連盟が議席数を大きく増加させた。このように、左翼ブロックと右翼ブロックの両陣営において勝者となったのは、両極に位置する勢力、最左翼と最右翼であった。けれども、有権者の右傾化は左傾化ほどではなく、極右については、ごく少数の火の十字架団出身の、もしくはそれに支持された議員を数えるだけであった¹⁶⁰⁾。

火の十字架団の団員たちは、人民戦線の勝利に苦々しい気持を味わった。ド・ラ・ロックは、当選議員の121人がその議席を火の十字架団の支持に負っているとの意見を表明して、選挙戦の成功を主張しようとしたが、しかし、まもなく、かれらのほとんどが火の十字架団の支持を受けたことをとくに感謝してはいないことを知った。下院のなかに相当数の火の十字架団グループをつくるというかれの希望は実現せず、1936年の総選挙で当選したわずか8人の議員が、最終的に、1936年6月24日に結成される火の十字架団の後継組織、フランス社会党(PSF¹⁶¹⁾)の幹部会に加盟した。ほかに47人が「フランス社会党(PSF)と共和主義的自由擁護に共鳴する委員会」に参加したが、集まったのは1度だけであった¹⁶²⁾。

1936年6月5日、総選挙の勝利を受けて成立した社会党党首レオン・ブルムを首班とする人民戦線内閣は、6月18日、極右同盟の解散を宣

告した。解散政令は、火の十字架団の役員会内部に深刻な葛藤をもたらした。街頭に降りて直接行動に訴えるか、合法性を尊重して政党を結成するか、2つの方策が提示され、ド・ラ・ロックは後者を選択した。ド・ラ・ロックの極端な慎重さにいらだちを覚えていたかれの多くの同僚たちの欲求不満はいまや極度に高まり、原初的な火の十字架団の絶対的信念を信じつづけ、「解散後も、いっさいの政治的関心から離れて、在郷軍人団体の再建を夢みていた¹⁶³⁾」ポッツ・ディ・ボルゴも、ド・ラ・ロックが同僚たちの決意を知らず、現今のような危機にさいして火の十字架団に強固な意志を失わせるにいたったと非難し、解散を受け入れて火の十字架団に代わる政党を結成するという新しい行動方針に賛成することを拒否し、火の十字架団を去り、新党の結成には加わらなかった。かれは、火の十字架団退団後、カゲール団(革命行動秘密委員会)の指導者たちと行動を共にした¹⁶⁴⁾。

人民戦線内閣による極右同盟の解散は、ド・ラ・ロックに合法的政治活動への道を開き、火の十字架団にとって新しい出発点となった。1936年6月24日には、火の十字架団に代えて新しい政党、フランス社会党(Le Parti Social Français)の結成コミュニケが発表された。フランス社会党(PSF)は正規の議会政党としての規約を採用し、選挙制度に参加する意志を表明した。「すべての事態は、あたかもド・ラ・ロック中佐とその側近たちが、極右同盟の手法のむなしさと共和制の力を経験によって悟り、選挙において勝利するという自信をもって、選

¹⁶⁰⁾ 1936年のフランス総選挙の結果を分析したものとしては、Georges Dupeux, *Le Front populaire et les élections de 1936*, Armand Colin, Paris, 1959; 竹岡敬温「1936年フランス総選挙の分析」『大阪学院大学経済論集』第12巻第1号, 1998年8月, pp. 39-59.

¹⁶¹⁾ フランス社会党(PSF)結成の日付は、ノベクールによれば1936年6月24日、マシュフェールによれば7月10日である。J. Nobécourt, *op. cit.*, pp. 429, 534; Philippe Machefer, *L'Union des Droites*, le P. S. F. et le Front de la Liberté, 1936-1937, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 17, janvier-mars 1970, p. 113.

¹⁶²⁾ J. Nobécourt *op. cit.*, pp. 385, 391; T. L. Weng, *op. cit.*, p. 43; W. D. Irvine *op. cit.*, p. 126 (note) 43.

¹⁶³⁾ リヨテ元帥に宛てたポッツ・ディ・ボルゴの手紙。Cit. par J. Nobécourt, *op. cit.*, p. 549. Archives de Pozzo di Borgo, correspondance politique, sous-dossier «affaire Weygand-Champeaux».

¹⁶⁴⁾ *Centre de l'Histoire de l'Europe au Vingtième Siècle*, Archives d'histoire contemporaine, Fonds De La Rocque, LR1, carton 1A 4, conseil d'administration du 25 juin 1936; Archives de la préfecture de police de Paris, B / a 1901, rapport, 27 juin 1936.

¹⁶⁵⁾ René Rémond, *Les Droites en France*, quatrième édition, Aubier, Paris, 1982, p. 214.

拳の民主主義的原理に帰順したかのように進んだ」(ルネ・レモン¹⁶⁵⁾)。

1936年6月のド・ラ・ロックの方針転換が成功であったかどうかは、火の十字架団の運動が展開された当時のフランスの政治的、経済的、社会的文脈のなかで判断しなければならない。両大戦間フランスの民主主義的政治文化は、たとえばドイツ・ヴァイマル共和国のそれよりも深く社会に根つき、国家機構は概して頑丈であり、秩序を維持することが可能であった。1930年代にフランスを襲った恐慌は深刻な政治的デッドロックの原因になったが、社会全体の崩壊を引き起こすまでにはいたらず、状況は、極端なナショナリズムの運動が力をえた、1929-1933年のドイツや1917-1922年のイタリアほど悲惨ではなかった。フランス第3共和制は、いくたびか彷徨を重ねながらも、出口のない袋小路や完全な機能停止に陥ることはなかった。さらに、フランスの左翼勢力は反極右の共同戦線を結成することに成功し、一方、保守派は、左翼が政権を掌握したときも、極右勢力やファシストたちに助けを求めるほどには脅威を感じなかった。

このような状況下で1934年から1936年にかけての火の十字架団がとった戦術は、かなりの意味をもっていたといえよう。

火の十字架団は、長期間かかって確立された共和制の頑強な反対者とはならず、共和制の遺産を発展させ、その正常な機能にとって障害となる現行制度の欠陥を改善するという側面をアピールした。国家機構との対決においては、ド・ラ・ロックはつねに暴力に内在する危険を忘れず、高揚した示威運動のときにも、それを避けようとした。1936年に火の十字架団が解散させられたときには、支部のリーダーたちに、国民が人民戦線に実験させようと望んでいるのだと教え、団員たちに冷静を保つよう忠告した。かれは、いずれは人民戦線の実験が幻滅に終わるであろうことを願い、いま激しい運動をすれ

ば、とくに労働者階級のあいだに火の十字架団にたいする強い反感を生み、かえって人民戦線政府への支持を強化することになろうから、いまは無謀な行動に走るよりはじっと待つべきだと判断し、火の十字架団の役割は人民戦線の内部に疑惑を生み出させ、その自壊を引き起こさせることだと考えたのであった¹⁶⁶⁾。このような戦術は、他の極右グループからだけでなくド・ラ・ロック自身の支持者たちからも公然と非難されたが、しかし、その後の数か月間にあきらまになったフランス社会党(PSF)の急速な成長をみれば、かれの決断はまちがってはいなかったといえるであろう。

さらに、火の十字架団は、さまざまな社会階層の抗議を結合させることができないでいたという、当時のフランスの極右勢力の成功を妨げていた障害を乗り越えようとし、火の十字架団が企業の雇い主だけでなく労働者、農民、都市の商人たちすべての利害を代表できると主張し、その旗じるしの下にすべての愛国者を結集しようとした。しかし、それは他の極右分子たちとのあいだで葛藤を引き起こし、火の十字架団にたいするかれらの怒りと恨みは1936年以後も長く尾を引いた。火の十字架団は他のナショナリストの極右同盟と非協力的であろうと願っていたわけではないが、団員たちを導いていたのは、かれらがフランスの右翼をリードする使命をあたえられているという固い信念であり、そのようなかれらの態度は他の組織との摩擦の可能性を大きくし、フランス社会党(PSF)結成後も続いたその確執は、ついにフランス極右勢力の結末を実現させえなかったのである。

¹⁶⁶⁾ ペルピニャン支部の集会におけるド・ラ・ロックのスピーチ。La Flamme catalane, 1^{er} juin 1936; Le Flambeau, 30 mai, 6, 13 juin 1936.

4. 火の十字架団はファシストか

火の十字架団が1936年の総選挙に参加すべきかどうかを熟考し、長期的な展望に立って選挙戦術を論じた秘密の内部通達文書のなかで、ド・ラ・ロックが「普通選挙を軽蔑し、政権を奪取するためにもっぱらロマンチックな暴力的手段に頼るというのは、西ヨーロッパの大国では、いまや検討にも値しない考え方である。ムッソリーニもヒトラーも、かれらの極端な教義にもかかわらず、このようなまちがった考えにおちいることはなかった。とくにヒトラー主義は、全力をあげて選挙に身を投じたのである¹⁶⁷⁾」と書いていたように、かれは火の十字架団の運動をヨーロッパにおける国民的再生の広範な動向の一部としてみていたことはまちがいない。しかし、ド・ラ・ロックはフランスとイタリア、ドイツとの違いもまた強調していた。

1935年2月にイギリスの王立国際問題研究所でおこなった講演のなかで、ド・ラ・ロックは、イタリアが数世紀にわたって地理的に分断され、第1次世界大戦の結果、ふたたび同様な解体の脅威にさらされたとのべ、おそらく全体主義国家の樹立がその唯一の救済策なのであったろうと示唆している。ドイツについては、「前例のない敗戦からの回復途次にあつて、反乱の気運に満ちていた」同国は、「ナチスの暴力にその過度のエネルギーの使い途を求めた」のだとのべている。これにたいして、フランスが抱えている問題もまた、第1次世界大戦の結果に根ざしてはいるが、しかし、フランスが必要としているのは、この両国ほど根本的な変革ではなく、「補正され、整理され直す」ことであるとド・ラ・ロックはのべ、フランスには「調和したフランス的解決」が必要であると主張している¹⁶⁸⁾。

火の十字架団とイタリアのファシスト党、ド

イツのナチスとは、いくつかの点で、その目標とするとところが違っていた。しかし、両者のあいだには、多くの類似点も存在した。

火の十字架団は経済的、政治的、社会的危機のなかで成長し、指導者ド・ラ・ロックとその支持者たちは、マルクス主義と自由主義にたいする激しい敵意をヒトラーやムッソリーニと共有した。かれらは共にウルトラ・ナショナリズム、指導者の統率原理を強調し、社会争議を終わらせたいという願望をつよく表明した。国内の社会的対立を「超越し」、それを解消するための万能薬としてかれらが提示したのは、国民的再生を一貫して探求した完全なナショナリズム的解決法であり、社会紛争を引き起こす人びとを抑圧し飼いならすための労資協調団体主義的な経済制度であった。その計画を推し進めるために火の十字架団が展開した政治的戦術もまた、ヨーロッパのファシズムの先例とよく似ていた。

組織と行動の点においても、いちじるしい類似性が存在した。火の十字架団、ファシスト党、ナチスは、いずれも公衆に訴える力を高め、持続的連帯を強め、かれらがつくりあげようと望んだ再生された国民の姿を予示するために、緻密な団員組織を発達させた。3つの組織は、いずれも、とりわけ、その思想を青年たちに教え込み、女性を動員すると同時に、彼女らに伝統的な家族内の役割を果たすよう奨励することに専念した¹⁶⁹⁾。

しかしながら、火の十字架団の運動がイタリアのファシスト党やナチスとはいくつかの重要な点で違っていたことも見逃してはならない。第一に、火の十字架団は、ファシスト党やナチスと同様、第1次世界大戦の体験の神話的理解

¹⁶⁸⁾ Archives Nationales, 451AP 84, Institut Royal des Affaires Internationales, conférence du Lieutenant-colonel de La Rocque, 19 février 1935.

¹⁶⁹⁾ Alexander De Grand, *Fascist Italy and Nazi Germany. The "Fascist" Style of Rule*, Routledge, London, 1995, pp. 57-68.

¹⁶⁷⁾ Archives Nationales, 451AP 91, no. 162, Les Croix de Feu devant le problème des élections.

を引きずってはいたが、しかし、その「神話」の性質はそれぞれの国の状況に応じて異なっていた。火の十字架団精神に浸透していた大戦時フランスのイメージは、ポワンカレがフランス国民に呼びかけた「神聖連合¹⁷⁰⁾」^{ユニオン・サクレ}、戦争という困難に耐え抜くという共通のゴールを最優先にし、それを達成するために国内の対立を脇に置いておくことを認めた国民のイメージであった。他方、イタリア・ファシスト党の場合は、大戦の記憶は、戦争の経験が新しいイタリア国家の創造を導く大変革をもたらしうという信念に結びついていた。ナチスにとっては、戦争は「純民族的」統一の力強い感情を発散させ、独特の民族的、人種的存在の創造への信念を呼び起こすものであった。

ムッソリーニとヒトラーはともに、戦争は、伝統的エリート層によって押しつけられていたさまざまな制約を打ち壊すことによって、かれらにそれぞれの社会を改造することを可能にするであろうと信じた。ファシスト党とナチスの行動計画とその達成の程度は違っていた——ヒトラーはムッソリーニよりはるかに遠くまで、その身もよだつほど恐ろしい計画を実行した——が、それでもなお、両者のあいだには強い相似性が存在していた¹⁷¹⁾。

ファシズムの国民再生への欲求、ファシスト党とナチスのそれぞれの社会を改造するという目的のなかには、新しいファシスト的人間の創造ということが含まれていた。この「新しいファシスト的人間」の創造はファシズム的ユートピアの中枢を占めるものであったが、しかしながら、ムッソリーニととくにヒトラーにとってきわめて重要であった、社会の前進的な急進的改革と新しいタイプの人間創造への、このよ

うな衝動は、ド・ラ・ロックや火の十字架団のメンバーの言説には欠けていた¹⁷²⁾。一般的にいて、火の十字架団は家父長制的家族をモデルとして信奉し、強壮な戦闘的活動家を望みはしたが、しかし、そのメンバーが革命的文化の先駆者として振る舞うことはめったになかった。ムッソリーニがイタリアのエリート層と和解しようとするようになっていた1920年代にも、かれは、ファシスト党の青年組織が、イタリア人の性格の「伝統的脆弱さ」に打ち勝つことのできる「剛健な戦士の教養」と「男らしさ、力、征服の感覚」をそなえた未来の新しい人間像をイタリア国民に吹き込むであろう、と言明していた。これにたいして、ド・ラ・ロックは火の十字架子女団がフランスの偉大さの保証人となることを望んだが、しかし、かれがときに暴力に頼ったり、将来の目的に向かって暴力を使用するとおどしたりしたことはあったとしても、子女団にたいしては暴力を是認することはなかった。

火の十字架団と1930年代フランスのファシスト知識人グループとのあいだにも、同様な感覚の差異がみられる。フランスの指導的ファシスト知識人のひとり、ピエール・ドリュ・ラ・ロシエルや、モーリス・バルデーシュ、ロベール・ブラジャックらのファシストの思想家たちは、新しいファシスト的人間を創造する必要を訴えた。それは火の十字架団が主張しなかった目的であった。ブラジャックらファシストの作家たちは、そして、火の十字架団の機関紙『ル・フランボー』(1936年6月)に論説を寄稿したことのあるドリュ・ラ・ロシエルもまもなく、火の十字架団を非行動的で過度に用心深い組織とみなして馬鹿にした。

¹⁷⁰⁾ 「神聖連合」の熱狂については、Daniel Sherman, *The Construction of Memory in Interwar France*, University of Chicago Press, Chicago, 1999, pp. 296-301.

¹⁷¹⁾ Macgregor Knox, *Common Destiny. Dictatorship, Foreign Policy and War in Fascist Italy and Nazi Germany*, Cambridge University Press, Cambridge, 2000, pp. 59-78.

¹⁷²⁾ 例外はあった。たとえば、1935年、アルジェ支部の集会で1演説家は、火の十字架団員は「陰謀家でもなければファシストでもなく、たんに、フランスを政治屋たちの手からもぎとるために、一種の公安委員会に一体化する“新しい人間”にすぎない」と言明した。Le Flambeau, 22 juin 1935.

このような違いがあることから、火の十字架団をファシスト党やナチスと同類のファシストとみなすことはできないとおもわれる。

このように、火の十字架団をファシストとみなすのはむずかしいが、それを「権威主義」的団体とみなす¹⁷³⁾のは正当であろうか。

権威主義体制の共通の特徴は、非民主主義的な性質のものであるとはいえ、複数の政治集団がその存在を許容される限定的な制度的多元主義である。また、社会の急進的改革の推進を要求するファシストとは対照的に、権威主義者は、むしろ、エリート層が指導する国民共同体という組織的概念によって保証された安定を指向する¹⁷⁴⁾。

この問題にかんしては、まず、ド・ラ・ロックの有力な協力者で、『ル・フランボー』紙の重要な寄稿者であり、1934年2月以降、同紙に国際問題のコラムを執筆するなかで、ファシスト・イタリアや権威主義の運動に熱い視線を注ぐにいたったサン・ブリスの例からみてみよう。かれは、また、アクション・フランセーズの指導的メンバー、ジャック・バンヴィルが編集していた『ルヴュー・ユニヴェルセル』誌のためにも、同様な論稿を執筆していた¹⁷⁵⁾。

サン・ブリスは、フランスの外交政策が軟弱

であり、その結果、ヒトラー政権下のドイツの再起を助長していることを批判し、ドイツ第3帝国を牽制するためには、フランスは同盟国に頼らなければならないと考えていた。かれはファシスト・イタリアをフランスにとって最適の同盟パートナーと信じるようになり、1935年のイタリアのエチオピア侵略にも反対しなかった。国際連盟がイタリア制裁を決議し、ムッソリーニと西欧民主主義諸国との関係を悪化させたとき、かれは激怒した。しかし、このときのフランスの首相ラヴァルを非難しようとはしなかった。ラヴァルがイタリアにたいして友好的なことを知っていたからである。かれが怒りの矛先を向けたのは、国際連盟とイギリスにたいしてであった。

国際連盟はファシスト・イタリアにたいする反感を故意に掻き立て、エチオピアのような非白人国に国際社会内での平等な地位をあたえるという嘆かわしい過ちを犯した、とサン・ブリスは主張した¹⁷⁶⁾。イギリスは、サン・ブリスによれば、偽善者であり、かれは、イギリスが最初はイタリアの領土拡張の権利を認めていたにもかかわらず、この言質に背いてイタリア非難に加わり、自身の帝國的利益を守ることだけに汲々としている、と非難した¹⁷⁷⁾。このような国際連盟にたいする攻撃とイギリスにたいする疑念はド・ラ・ロックによって完全に支持され、サン・ブリスは1935年10月の『ル・フランボー』紙で「国際連盟は、ヴェルサイユ条約同様、アングロ・サクソンのイデオロギーの有害な産物である……フランスは、イギリスに代わってナイル川の資源を保護するために、モスクワの暗殺者を喜ばせるために、ロンドンのシティの商

¹⁷³⁾ ショーン・ケネディは、火の十字架団をファシストとみなすよりも「権威主義」的団体とみなすほうがよいと主張している。S. Kennedy, *Reconciling France against Democracy. The Croix de Feu and the Parti Social Français, 1927-1945*, op. cit., pp. 11, 17-18, 118-119. ケヴィン・パスモアのもとに博士論文として提出されたこの研究は、この点で、火の十字架団をファシストと主張するパスモアの解釈と異なっている。

¹⁷⁴⁾ Juan J. Linz, *Authoritarian Regime*, in Erik Allardt and Stein Rokkan ed., *Mass Politics. Essays in Political Sociology*, Free Press, New York, 1970, p.235; Robert O. Paxton, *The Anatomy of Fascism*, Alfred A. Knopf, New York, 2004, pp. 215-218, (traduction française) *Le Fascisme en action*, Editions du Seuil, Paris, 2004, pp. 368-373, 瀬戸岡紘記『ファシズムの解剖学』桜井書店, 2009年, pp. 336-340; Michael Mann, *Fascists*, Cambridge University Press, Cambridge, 2004, pp. 43-48; 高橋進『国際政治史の理論』岩波現代文庫, 2008年, pp. 2-46.

¹⁷⁵⁾ Charles Micaud, *The French Right and Nazi Germany, 1933-1939. A Study of Public Opinion*, Duke University Press, Durham, 1943, p. 240; William R. Keylor, *Jacques Bainville and the renaissance of Royalist History in Twentieth-Century France*, Louisiana State University Press, Baton Rouge, 1979, p. 158.

¹⁷⁶⁾ *Le Flambeau*, 1^{er} juin, 21 septembre 1935.

¹⁷⁷⁾ *Le Flambeau*, 7 septembre 1935.

人たを富ませるために、世界革命の幕を切って落とすために、そして、ジュネーブの怪しげな企業を蘇生させるために、イタリアと戦ったりはしない¹⁷⁸⁾」と書いている。

反ソ連でイタリアに好意的であったラヴァルのあと、急進党のアルベール・サローが新内閣の首相になったとき、サン・ブリスとド・ラ・ロックは失望した。1936年3月、ドイツがヴェルサイユ条約によって非武装地帯と決められていたラインラントに軍事進駐したのは、サロー内閣のときであった。サン・ブリスにとっては、西欧民主主義諸国がヒトラーの行動を阻止できないのは、これらの諸国が老いぼれてガタガタになってしまったからであり、かれが信じた唯一の解決策は、ベルギーで1935年にレオン・ド・グレルによって創始されたレックス運動と同様な、権威主義的な方向に沿ってフランスを改革することであった¹⁷⁹⁾。

1934-1935年の『ル・フランボー』紙上で権威主義に共感を示したのは、サン・ブリスの文章だけではなかった。サン・ブリスからの影響もあってか、すくなくとも、この時期のド・ラ・ロック自身の姿勢にもまた、権威主義への傾斜を認めなければならないようにおもわれる。

すでにみたように、1934年2月6日事件にかんする下院調査委員会を前にして、ド・ラ・ロックは自分が共和主義者であると宣言し、したがって王政の復古には反対であると主張したが、しかしながら、かれにとっては、王政の反対はかならずしも自由民主主義にもとづく共和制ではなかった。では、ド・ラ・ロックはどのような共和制に賛成だったのか。かれは、はたして、普通選挙の絶対的な主権と普通選挙にもとづく議会代表制の不可侵な重要性を信じていたのであろうか。

ド・ラ・ロックは『ル・フランボー』紙上

で、「普通選挙の意思表示を本来的な目的とみなすべきではなく、付随的な手段とみなすべきである。“民衆の意志”の表現は、あらかじめ、世論の矯正と精神的、道徳的、公民的価値の見直しがおこなわれてこそはじめて、有益かつ率直に示されるであろう¹⁸⁰⁾」と普通選挙の至高性に疑念を表明している。また、かれは、「偽りの主権の出来の悪い代弁者が維持しようとしている奴隷制のあまりに重過ぎる重圧の下で、わが同国人のすべてはもっとよく役に立つように編成され、道案内され、指導されるのを待っている¹⁸¹⁾」「わたしの友人たちは、わたしが選挙への信仰を実践していないことをよく知っている。わたしは、選挙を最終の結論とみなしたり、高等な手段とみなしたりはしないで、それとは反対に、せいぜい使い古され、狂ってしまった機械だと考えている¹⁸²⁾」「現行の議会主義は墮落している。荒廃を前にして国民の奮起を投票用紙の雪崩の下で窒息させてはならない¹⁸³⁾」など書いて、普通選挙にたいする嫌悪を隠さなかったのである。

1935年4月6日の『ル・フランボー』紙には、小説家でアカデミー・フランセーズ会員のアンリ・ボルドーが文章を寄せているが、かれもまた、フランスの国会が選挙のデマゴギーのとりこになっているとのべ、そのような国会には国を統治する能力はまったくなく、あまりにも弱体な第3共和制はかならずやドイツの軍事的危険をよみがえらせるであろうから、「もしフランスが生きつづけることを望むならば、なんとしても統治の方法を変えなければならない¹⁸⁴⁾」と主張している。

ド・ラ・ロックは、議会制を本来頹廢的なものとみなし、議会制のなかに「墮落の根源」と「体質的腐敗」をみてとったのであり¹⁸⁵⁾、国民

¹⁷⁸⁾ *Le Flambeau*, 12 octobre 1935.

¹⁷⁹⁾ *Le Flambeau*, 9 et 30 mai 1936.

¹⁸⁰⁾ *Le Flambeau*, 9 mars 1935.

¹⁸¹⁾ *Le Flambeau*, septembre 1934.

¹⁸²⁾ *Le Flambeau*, 11 mai 1935.

¹⁸³⁾ *Le Flambeau*, septembre 1934.

¹⁸⁴⁾ Henry Bordeaux, *Le Flambeau*, 6 avril 1935.

¹⁸⁵⁾ *Le Flambeau*, janvier 1934.

の主権が、無能な選挙民のあやまった選択を通して、その受託者に委譲されるという原理そのものをつよく非難したのである。ド・ラ・ロックは「ファシズムの憲法のもっとも重要な原理はわれわれの政治的信条や素質にはない¹⁸⁶⁾」とのべ、ファシズムの全体主義を拒否したが、だからといって、自由民主主義の原理と手続きに同意したわけではなかった。

ド・ラ・ロックは政党や組合の複数体制を廃止しようとは望まないと言明していたが、しかし、「各自がその考えを表現する権利はもろもろの制限ないしは公共の秩序のなかでのみ許されよう¹⁸⁷⁾」と書いているように、自由主義はかれにとってはけっしてそれ自体が目的ではなく、国民的和解と強力な対外権力に役立ってはじめて、それにふさわしい場所を見つけることができるものであった。

1934年10月3日に『エクセルシオール』紙記者との対談のなかで、ド・ラ・ロックは、「国民的和解」のためには、4つの抑圧的措置——1. 政治的見解の表明を控える義務に違反した公務員、とりわけ不服従を賞賛する平和主義の小学校教員にたいする「厳しい処罰」、2. 管轄官庁の公務員の違反行為を放任する関係閣僚の更迭、3. 「左翼共同戦線の反体制的、反国民的行動にたいする効果的なたたかい、この共同戦線のさまざまな構成員のあいだで媒介役をつとめている共産党の解散、責任ある指導者の即時逮捕」、4. 「外国人であれ、フランス人であれ」、革命的騒乱に専念する「好ましからざる人物の監視と追放¹⁸⁸⁾」——が必要であると語っている。

また、1935年6月12日の『ヴュー』誌でのベルトラン・ド・ジュヴネルとの対談のなかでは、ド・ラ・ロックは、「社会構造の根本的改革が

必要です……しかし、それをどのようにおこなうべきか正確にはだれにもわかっていません……手探りで進むことになりましょう……誤りは避けられません……わたしは強い政権を望んでいます、避けられない誤りによってもひっくり返せないほどに強い政権を¹⁸⁹⁾」とのべている。ド・ラ・ロックの言説が権威主義体制の全体的で明確な輪郭を示していたのではないが、反議会主義と普通選挙への疑念、行政権の強化や表現の権利と自由の制限などの主張に、権威主義への傾斜をみるのは不当ではないであろう。

それでは、火の十字架団は、独裁政権を確立するために民主主義の打倒をめざしていたのであろうか。先にものべたように、ド・ラ・ロックは共和制にたいする忠誠を明言していた。それはフランス人のほとんどが長年、共和制に慣れていたからであった。1935年3月2日の『ル・フランボー』紙に寄せた論稿のなかで、クロード・ファレール（闘う作家協会委員長）がつぎのように書いている。「共和制はフランス人——今日の大多数のフランス人のことなのだが——にとっては既成の事実である。いかなる他の政府形態を仮定してみても、それらはたんなる夢にすぎないとおもわれる。とはいっても、今日、真の共和制がその基盤とすべき行政権、立法権、司法権の3権分立の原理が、もはや、お話にならないほどゆがんだものになっていることに変わりはない。フランスの現状の暴政ぶりは、そのためである¹⁹⁰⁾。」ファレールは共和制憲法への忠誠を語ってはいるが、それはけっして現行の議会制への賛同を意味してはいなかった。それとは反対に、かれによれば、この「現行の共和制国家」は、議会を無害な法案登録所というその規範的に容認された役割のなかに閉じ込め、行政機構を議会の監視から解放し、

¹⁸⁶⁾ *Le Flambeau*, 9 novembre 1935.

¹⁸⁷⁾ *Ibid.*

¹⁸⁸⁾ *Archives départementales du Nord*, 68 J 78, Entretien de La Rocque à l'Excelsior, 3 octobre 1934.

¹⁸⁹⁾ *Archives Nationales*, 451 AP 84, document 22, Entretien accordé par La Rocque à Bertrand de Jouvenel dans *Vie*, no. 378, 12 juin 1935.

¹⁹⁰⁾ Claude Farrère, *Le Flambeau*, 2 mars 1935 (2^e série).

それにもっと大きな自由をえさせるように、つくり直されるべきであったのである。

とはいっても、『ル・フランボー』紙が全体主義的な独裁政治を容認したわけではなかった。同紙は、早くも1934年7月に、「軍隊式の」ナチスの独裁を「強制収容所」が掻き立てる恐怖によって統治する「圧政と異端糾問の体制」と呼んで激しく非難した¹⁹¹⁾。また、スイスのエッセイストで『ル・ジュルナル・デ・デバ』の時評欄担当者であるモーリス・ミュレは、1935年6月1日の『ル・フランボー』紙に寄せた論稿のなかで、ナチス狂信者による自称アーリア人種の新異教徒的神聖化の罪をあばき、それはキリスト教普遍主義にとって致命的な危難をもたらすであろうと予言している。そして、「ヒトラーのドイツは、キリスト教にたいして、ムッソリーニの妥協的態度とはまったく異なる戦略をとっている。ドイツは、この領域でも他の領域と同様に、全体主義国家のフィクションを適用することに固執している」とのべ、「貧しい人びとと病人に情け深い人道主義的、社会的キリスト教を捨て、それをもっぱらドイツ民族の力への意志に基礎を置いた“インド・ヨーロッパ”の信仰に取り替えようと意気込んでいる、本質的に熱狂的反ユダヤ主義のヒトラーの教義」を激しく糾弾している¹⁹²⁾。

ド・ラ・ロックは全体主義がフランスの国民的特性とは相容れないと判断し、「潜在的で根強い地域主義にもかかわらず、自治や分離主義の思想を伴わず、いつでもよみがえろうとする規律の感覚をもってはいても、豊かな個人主義の活力を消滅させることはないわが国の国民にとっては、国家の観念は組織的暴政のような全体主義的でとげとげしい性質を帯びることはありえないであろう。したがって、ファシズムの憲法にとって決定的に重要な原理は、われわれ

の政治的信条やわれわれの性向にはないものである¹⁹³⁾」とのべている。このように、ド・ラ・ロックによれば、フランスでは、行政の中央集権化にもかかわらず、小地域の小祖国への帰属が抑圧されず、その反面、一般大衆のあいだに愛国的献身の気質がいまももてはやされている以上、ファシズムの全体主義体制は必要ではなかったのであり、雄々しく好戦的な新しい人間を鍛え上げるためにフランス人のブルジョワ根性を根絶するというような必要もなかったのであろう。

このようなフランス人の国民的特性については、ファシズムの全体主義にたいするフランス人の反感を示すために、火の十字架団の宣伝文書のなかでしばしば言及された。たとえばノール県ルーベ支部の「なぜわれわれは火の十字架団になったのか」と題した宣伝パンフレットには、「ファシズムは、わが国に輸入する必要のない外国の産物である。ファシズムは、それが国民的気質に合っているいくつかの国で実を結んだ。しかし、それは、自由にとりつかれ、良識と節度を知っているフランス人の気質には合わない¹⁹⁴⁾」と書かれていた。

また、『ル・フランボー』紙上で、火の十字架団リール支部長は、「自由で秩序あるフランス的解決策」を奨励し、ファシズムの「暴政」を排斥¹⁹⁵⁾し、サン・テチエンヌ支部長は、ナチスの「人種差別主義」とボルシェヴィキの「機械主義」を告発している¹⁹⁶⁾。ナチス・ドイツ、イタリア・ファシスト党、ソ連ボルシェヴィキの3つの全体主義のモデルは、魔法使いの弟子のすさまじい手にゆだねられた物体の状態で人間を追いやり、その尊厳を傷つける、きわめて有害なものとされ、全体主義国家の国民

¹⁹¹⁾ *Le Flambeau*, juillet 1934.

¹⁹²⁾ Maurice Muret, *Pangermanisme, Le Flambeau*, 1^{er} juin 1935.

¹⁹³⁾ *Le Flambeau*, 9 novembre 1935.

¹⁹⁴⁾ *Archives départementales du Nord*, 68 J 79, Section de Roubaix, *Pourquoi nous sommes devenus Croix-de-Feu*, p. 3.

¹⁹⁵⁾ *Le Flambeau*, juillet 1934.

¹⁹⁶⁾ *Ibid.*

的刷新を口実にした政府の干渉は、人びとの創造的自発性のいっさいを無力化し、全体主義の指導者たちは、人種の純化であれ、生産第一主義への隷属であれ、画一的状態に追い込まれるのを防ぐことのできるいっさいの手段を人びとから奪い去って、人間を卑しくすると考えられたのである。そして、これとは反対に、火の十字架団は、社会全体が全体主義国家の監視なしにみずからを律することができるよう、家族、職業、宗教などの中間的集団への帰属を保護し強化することを要求したのである¹⁹⁷⁾。

1934年6月の『ル・フランボー』紙には、火の十字架団の団員たちの前で、自由民主主義における権威の危機にたいしてファシスト党とナチスの専制政治がいかなる対応をしたかを論じた、アンドレ・モーロワの講演が掲載されているが、そのなかで、モーロワは社会秩序を取り戻そうとするムッソリーニの不屈の意志に魅惑されたことを隠さず、「イタリア・ファシズムの成功とその創始者個人の天賦の才」を賞賛している¹⁹⁸⁾。しかしながら、モーロワによれば、フランス第3共和制は議決機関の肥大化によって平衡を失ってはいるが、しかし、それを改善するには、内閣の行政推進力と議会の権限とのあいだの調和のとれた均衡を回復する調整の手続きだけで十分であるという。モーロワが勧告しているのは、実際には、上院の同意なしでの下院解散権の使用、1回単記投票制の実施、いっさいの政治活動が禁じられた公職のモラル向上のための公務員養成学校の設立、「同業組合(コルポラシオン)」の枠内での職業的秩序の確立など、きわめて古典的な制度的改革であった。

火の十字架団の公式の教義は、下院議員選挙の比例代表制投票を勧告し、イタリアのファシズムをおもわせる「同業組合」という語を避

けて、「組織的職業」という語を使用したのであったが、ド・ラ・ロックがかれ自身の主張とモーロワの勧告との違いに意を介する様子がないのは、ド・ラ・ロックにとってなによりも重要であったのが、これらさまざまな制度改革の願望全体の道義的進路であったからではないだろうか。

火の十字架団の加盟家族の一員であったフィリップ・ビュドーの証言¹⁹⁹⁾によれば、ド・ラ・ロックはポルトガルのサラザール政権に関心を寄せていたという。1926年に成立し、いっさいの革命的破壊活動を根絶し、とりわけカトリック教会、職業共同体、家父長的家族をモデルにした信徒共同体を尊重したサラザールの伝統主義的権威主義体制は、火の十字架団の構想にもっとも近い外国のモデルだったのだろうか。ただし、ビュドーによれば、ド・ラ・ロックは「ながくはサラザールの事業に気をとられてはいなかった」ようであり、ド・ラ・ロック自身の文章にもサラザール政権への言及をみいだすことはできない。

ド・ラ・ロックの権威主義体制への傾斜は、ひとつには、サン・ブリス同様、とりわけナチス・ドイツと真剣に対峙するためであった。ド・ラ・ロックは「現在ヨーロッパが経験している喧騒は、1914-1918年の悲劇とそのあとに続いた不条理な諸条約によってもたらされたさまざまな障害と動揺の結果である。この事実を忘れるならば、最悪の誤りを犯すことになる。いかなる外交も、安定した政治をよりどころにし、堅固な土壌のうえに築かなければ、優位に立つことはできないであろう。もしフランスが安定した政府、秩序ある国民、強力な軍隊をもたなければ、なんらの和解手段も、生気に溢れた国家ドイツが相手では確立されないであろう。これ以外の基礎に立てられたものはすべて、失敗

¹⁹⁷⁾ Emilio Gentile, *Les Religions de la politique. Entre démocraties et totalitarismes*, Editions du Seuil, Paris, 2005, pp.161-200; *Le Flambeau*, 21 septembre 1935.

¹⁹⁸⁾ André Maurois, *Les besoins de l'Etat moderne*, *Le Flambeau*, juin 1934.

¹⁹⁹⁾ Philippe Budeau, *Les Croix de Feu et le P. S. F.*, Editions France-Empire, Paris, 1967, p. 113.

する運命にあらう」と書いている²⁰⁰⁾。

ナチズムは、ドイツに、その報復の願望を実現するための軍事力を取り戻した。以後、このフランスの宿敵は、不安定な自由民主主義の党派的分裂によって弱体化されることがなくなった。ナチスの人種差別主義にたいするド・ラ・ロックの嫌悪感がいかなるものであろうと、かれは、ドイツの軍事力の復活を確認したうえで、ドイツとの和解策を勧告せざるをえなかった。国家間の純然たる力関係の現実主義的把握だけが、ド・ラ・ロックにとっては重要であった。

ド・ラ・ロックは、たいていの場合、外交問題の時事解説をかれと全面的に意見が一致していた——とド・ラ・ロックも明言している²⁰¹⁾——サン・ブリスに任せたが、サン・ブリス自身もまた、「ムッソリーニ氏の強靱なエネルギーの喚起はなるほどよくわかったが、わが国にもまだ若い国民のヴァイタリティがあるのだということを示さなければならない²⁰²⁾」と書いて、ドイツとイタリアをおじけづかせ、この両国にフランスの安全保障にとって重要な外交的均衡を危険にさらすことを断念させるほどに、強力な国家を建設することがぜひとも必要であると主張した。

また、1935年11月9日の『ル・フランボー』紙で、モーリス・ミュレが、ヒトラーによる東方への生存圏拡大に警戒を促している²⁰³⁾が、多くの警察の報告も、火の十字架団の講演者たちが1934年にフランス語訳があらわれたヒトラーの著書『我が闘争』をくわしく論評し、フランスの安全にたいするナチズムの危険を示そうとしていることを証言している。ド・ラ・ロックと火の十字架団にとっては、軍事的危険の再燃はフランスに権威主義体制を樹立することを強いるものだったのであろう。

しかし、ド・ラ・ロックは、火の十字架団が政権の座につくことができた場合でも、モデルとしてファシスト党とナチスに目を向けながらも、ナチス・ドイツやファシスト・イタリアのような体制がフランスに移設できるとは考えていなかった。1936年に発表された火の十字架団のマニフェストも、「ファシスト党やナチスを模倣することは、フランス国民の願望や天賦の資質、その個性尊重に反する体制をフランスに押しつけることによって、必然的にフランスを赤色革命の恐怖に追い立てることになるのは避けられないであろう²⁰⁴⁾」と主張していた。同時に、火の十字架団は個人の「人格」を尊重するとド・ラ・ロックが力説していたことを考えれば、火の十字架団は一定の多元主義を許す体制をめざしていたのだと主張することができよう。しかし、その多元主義がどの程度に限定的で非民主主義的性質のものなのかを正確にいうのはむずかしい。

もちろん、火の十字架団は一枚岩ではなかった。たとえばアルジェリア支部では、多数の団員たちがファシストの敬礼を採用することを躊躇せず、また、いくにんかの支部のリーダーたちは「イタリア復興に大きく貢献した、ブルムのファシズムより尊敬すべきファシズムの利益」をほめそやすことをためらわなかった²⁰⁵⁾。それにもかかわらず、ド・ラ・ロックが社会的平和の必要性、精神的価値の尊重、エリートの果たすべき義務の自覚を際限なく繰り返したことを考えるならば、将来、かれとかれの支持者たちによって指導されるべき政治体制がファシズムではないとみなすことができるであろうし、準軍隊式動員をつうじてであれ、火の十字架団の運動が実現しようと努力したユートピアは、ナチズムやイタリアのファシズムのそれと

²⁰⁰⁾ *Le Flambeau*, 25 mai 1935.

²⁰¹⁾ *Le Flambeau*, 21 septembre 1935.

²⁰²⁾ *Le Flambeau*, avril 1934.

²⁰³⁾ Maurice Muret, *Le Flambeau*, 7 novembre 1935.

²⁰⁴⁾ *Manifeste Croix de Feu*, p. 6.

²⁰⁵⁾ *Centre des Archives d'Outre-Mer*, F405, commissaire de police (Mascara), 26 octobre 1935.

は違っていたといつてよいであろう²⁰⁶⁾。

しかしながら、観点をすこし変えていうならば、火の十字架団にしろ、その他の極右同盟や右翼政党にしろ、それらとナチスやイタリアのファシスト党との類似点と相違点の検討を通して、その組織がファシストであったかなかったかというレッテルを貼ることだけが唯一の重要な問題ではないかむしろ、主要な問題ですらないのかもしれない。ファシストと極右同盟とのあいだには、そして伝統的右翼の一部とのあいだにさえも、親近性が存在していたことは事実であり、さらに、政治組織の性格が可変的であることを認めるならば、伝統的右翼の一部、極右同盟、あるいは左翼分派の組織が状況によってはファシストになりえたであろうことをおもわなければならない²⁰⁷⁾。

重要なことは、火の十字架団の運動を両大戦間のヨーロッパ政治のスペクトルのうえに、そして両大戦間のフランスの政治文化のなかに位置づけることであるが、両大戦間ヨーロッパの極右にかんする最近の多くの研究の主要な主題

のひとつは、ファシズムをこの時代の極右の多かれ少なかれ性格の類似した広範な政治グループの一員として理解しなければならないということである。そして、ファシストは、かれらがいづく関心の多くを共有する右翼権威主義者や保守主義者と共存し、ときには協力し、これらのカテゴリーのあいだの境界は、つねに鮮明であったわけではなかったのである²⁰⁸⁾。

このように考えれば、フランス最大の極右同盟であった火の十字架団がイタリアのファシスト党やナチスとは一線を画す運動組織であったという主張をあらためるものではないが、この時期、いくつかの真正ないし疑似的ファシスト・グループ、権威主義保守派、伝統的右翼の一部、それらにくわえて左翼分派が並立し併存して一種の星雲状態をつくりだし、1930年代のフランスの政治力学の作用のなかで、ひとつの政治勢力として特別なゾーンを形成していたということこそ、フランスにおけるファシズムの社会的「現実性」があったといわねばならないであろう。

²⁰⁶⁾ Michel Winock, *Retour sur le fascisme français et les Croix-de-Feu, Vingtième siècle. Revue d'histoire*, 90, avril-juin 2006, pp. 3-27; S. Kennedy, *op. cit.*, pp. 117-119.

²⁰⁷⁾ Michel Dobry, *Thèse immunitaire face aux fascismes*, in Michel Dobry, éd., *Le mythe de l'allergie française au fascisme*, Albin Michel, Paris, 2003, p. 67. 両大戦間のフランス社会がファシズムにたいしてアレルギーをもっていたという、フランスの歴史家たちの多くがいただいていた確信をつよく批判したミシェル・ドブリーの最初の論稿は、Michel Dobry, *Février 1934 et la découverte de l'allergie de la société française à la «révolution fasciste»*, *Revue française de sociologie*, 30, juillet-décembre 1989, pp. 511-533.

²⁰⁸⁾ Martin Blinkhorn ed., *Fascists and Conservatives. The Radical Right and the Establishment in Twentieth-Century Europe*, Unwin Hyman, London, 1990, Introduction; Stanley Payne, *A History of Fascism, 1914-1945*, University of Wisconsin Press, Madison, 1995, pp. 14-19; Michael Mann, *Contradictions of Continuous Revolution*, in Ian Kershaw and Moshe Levin ed., *Stalinism and Nazism. Dictatorship in Comparison*, Cambridge University Press, Cambridge, 1997; Carl Levy, *Fascism, National Socialism and Conservatives in Europe, 1914-1945. Issues for Comparativists*, *Contemporary European History*, 8, 1999, pp. 97-126.

Les Croix de Feu étaient-ils fascistes? – suite –

Yukiharu Takeoka

En France la crise économique, déclenchée au début des années 1930, a apporté le triomphe du cartel des gauches à l'élection du mai 1932, qui a débouché sur la prise de pouvoir par le parti radical. Pourtant, les gouvernements successifs du parti radical se sont révélés impuissants à vaincre le marasme économique. A la fin de 1933 sont mis au jour les escroqueries d'Alexandre Stavisky, qui ont compromis plusieurs hommes politiques. Les affaires Stavisky ont conduit, le 6 février 1934, à l'attentat des ligues d'extrême droite sur la Chambre des députés, qui s'est développé en émeute sanglante, suivie par la résignation hâtée du ministère Daladier et la formation du ministère de l'union nationale. C'est l'épreuve la plus dramatique qu'essuyât Paris depuis la Commune de 1871.

Les partis de gauche ont interprété cette émeute du 6 février comme événement suscité par les intrigues des fascistes. Il a fallu attendre la publication d'un article de René Rémond intitulé «Y a-t-il un fascisme français?» et de son livre sur *La Droite en France* à la décennie 1950, pour que soit remis en question le schéma, hérité parmi les forces de gauche, des impératifs simplificateurs du combat antifasciste.

La parution des ouvrages de René Rémond a renforcé le consensus des historiens universitaires français pour lesquels il n'y a eu de fascisme français que marginal pendant l'entre-deux-guerres.

Mais, la tentative d'interprétation du fascisme français d'un historien israélien Zeef Sternhell (*Maurice Barrès et le nationalisme français*, 1972; *La droite révolutionnaire. Les origines françaises du fascisme*, 1978; *Ni droite ni gauche. L'idéologie fasciste en France*, 1983), qui considère que le fascisme français a été un phénomène de première importance et qu'il a pu dès avant 1914 servir de matrice à ses homologues italien et allemand, a ravivé le débat sur l'existence d'un fascisme à la française.

Dans cet article, nous avons traité des Croix de Feu.

Les Croix de Feu, dirigés par le lieutenant-colonel François de La Rocque, étaient le mouvement ultra-nationaliste le plus important et une clé du problème de la présence du fascisme français. Nous avons examiné, en particulier, si on peut qualifier de fasciste le mouvement des Croix de Feu, en étudiant son idéologie et son action dans le climat politique et social en France des années 1930. Notre conclusion est que F. de La Rocque et son mouvement n'étaient pas fascistes bien qu'il nous faille admettre l'inclination de La Rocque pour l'autoritarisme.

Classification JEL: N44

Mots-clés: Croix de Feu, autoritarisme, fascisme français